

新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応状況について

令和4年2月28日現在

※下線部は1/31時点からの変更箇所

1. 国内外における発生状況

・発生状況（厚生労働省発表 R4/2/28 版）

	感染者	うち死亡者	備 考
海外の国・地域	430,410,201	5,925,191	・195カ国・地域
日 本	4,950,649	23,446	・うち、チャーター便帰国者15名 ・うち、空港検疫11,414名
そ の 他	9	2	・国際輸送案件（クルーズ船外）
合 計	435,360,859	5,948,639	

2. 県内の状況

(1) 患者数等

① 確定患者・・・40,156名（2/28現在）

② 療養者等（2/28現在）

計	入院中	宿泊療養中	自宅療養中	調整中	退院・療養解除	
					療養解除	死亡
40,156名	310名	1,000名	4,167名	736名	33,803名	140名

③ PCR等検査数・・・386,410件（R2/2/1～R4/2/28判明分）

(2) クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」関係

① R2/2/21 乗船者で新型コロナウイルス感染症患者1名（無症状病原体保有者）を県内感染症指定医療機関において入院を受入（60代男性1名）。R2/3/2 退院基準を満たし退院

② 下船者のフォローアップ

新型コロナウイルス検査陰性確認後に下船した県内在住者の健康状態の観察

R2/2/19 下船	5名
R2/2/20 下船	2名
R2/2/21 下船	2名
計	9名

・うち1名は、上記(1)①の確定患者No.1。R2/3/10退院
 ・うち1名は、上記確定患者の濃厚接触者。R2/3/14 PCR検査陰性
 ・うち7名は、下船後14日間、管轄保健所において毎日電話による体調確認の後、PCR検査を実施。7名全員が陰性

(3) 検疫所検査（R3/3/14現在）

総計	入院中	宿泊施設療養中	自宅療養中	退院・療養解除	死亡	調整中
8名	0名	0名	0名	8名	0名	0名

※退院・療養解除のうち1名は上記(2)①の患者。

3. WHO（世界保健機関）及び国の対応

(1) WHO（世界保健機関）の対応

・新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」

に該当すると発表 (R2/1/31)

- ・新型コロナウイルス関連肺炎について「COVID-19」と命名 (R2/2/11)
- ・世界的危険度 (4段階) を最高レベルの「非常に高い」へ引き上げ (R2/2/28)
- ・「パンデミック (世界的な大流行)」を宣言 (R2/3/11)

(2) 国の対応

①法令関係

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」に指定 (R2/1/28 公布・2/7 施行)
- ・感染症法による入院措置・公費負担等の対象として無症状病原体保有者が追加 (R2/2/13 閣議決定, 2/14 政令施行)
- ・検疫法に基づく「検疫感染症」から「準用感染症」に変更, 隔離・停留を可能とする措置を講ずる (R2/2/13 閣議決定, 2/14 政令施行)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法改正 (新型コロナウイルス感染症を対象に追加) (R2/3/14 施行)
- ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令改正 (入院の勧告・措置対象者の変更) (R2/10/14 公布・10/24 施行)
- ・予防接種法及び検疫法改正 (新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を予防接種法に基づく臨時接種に位置付け, 検疫法による隔離・停留措置規定の期間延長を可能とする) (R2/12/9 公布・12/9 施行)
- ・新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令改正 (感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「準用感染症」としての指定期間を1年間延長) (R3/1/7 公布・施行)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法等改正 (まん延防止等重点措置の創設, 新型コロナウイルス感染症の法的位置付け等) (R3/2/3 公布・2/13 施行)

②会議開催関係

- ・「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置 (1/30, 3/26~特措法に基づく政府対策本部として運用)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード」開催 (R2/2/7, 2/10, 7/14, 7/30, 8/6, 8/24, 9/2, 9/10, 9/24, 10/13, 10/22, 10/28, 11/11, 11/19, 11/24, 12/3, 12/10, 12/16, 12/22, R3/1/6, 1/13, 2/1, 2/11, 2/18, 2/24, 3/3, 3/17, 3/31, 4/7, 4/14, 4/20, 4/27, 5/6, 5/12, 5/19, 5/26, 6/2, 6/9, 6/16, 6/23, 6/30, 7/7, 7/14, 7/21, 7/28, 8/4, 8/11, 8/18, 8/25, 9/1, 9/8, 9/16, 9/27, 10/6, 10/13, 10/20, 10/26, 11/9, 11/17, 11/25, 12/1, 12/8, 12/16, 12/22, 12/28, R4/1/6, 1/13, 1/20, /1/26, 2/2, 2/9, 2/16, 2/24)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」開催 (R2/2/16~6/19 全17回)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策分科会」開催 (R2/7/6, 7/16, 7/22, 7/31, 8/7, 8/21, 8/24, 9/4, 9/11, 9/25, 10/15, 10/23, 10/29, 11/9, 11/12, 11/20, 11/25, 12/11, 12/23, R3/1/5, 1/8, 1/15, 2/2, 2/9, 2/25, 4/8, 4/15, 4/27, 6/16, 8/12, 8/27, 9/3, 9/8, 10/28, 11/8, 11/16, R4/2/4, 2/25)

③緊急事態宣言・まん延防止等重点措置

- ・7都府県 (埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 大阪府, 兵庫県及び福岡県) を対象に特措法に基づく緊急事態を宣言 (期間: R2/4/7~5/6) (R2/4/7)
- ・緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県に拡大 (R2/4/16)
- ・緊急事態措置を実施すべき期間を5/31まで延長 (R2/5/4)
- ・緊急事態措置を実施すべき区域を8都道府県 (北海道, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 京都府, 大阪府及び兵庫県) に変更 (R2/5/14)

- ・緊急事態措置を実施すべき区域を5道県（北海道，埼玉県，千葉県，東京都及び神奈川県）に変更（R2/5/21）
- ・緊急事態解除宣言（R2/5/25）
- ・4都県（埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県）を対象に特措法に基づく緊急事態宣言（期間R3/1/8～2/7）（R3/1/7）
- ・緊急事態措置を実施すべき区域に7府県（栃木県，岐阜県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，福岡県）に拡大（R3/1/13）
- ・緊急事態措置を実施すべき期間をR3/3/7まで延長（栃木県はR3/2/7まで）（R3/2/2）
- ・緊急事態措置を実施すべき区域を4都県（埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県）に変更（R3/2/26）
- ・緊急事態措置を実施すべき期間をR3/3/21まで延長（R3/3/5）
- ・緊急事態解除宣言（R3/3/21）
- ・3府県（宮城県，大阪府，兵庫県）を特措法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示（期間：R3/4/5～5/5）（R3/4/1）
- ・3都府県（東京都，京都府，沖縄県）を特措法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示（期間：東京R3/4/12～5/11，京都・沖縄R3/4/12～5/5）（R3/4/9）
- ・4県（埼玉県，千葉県，神奈川県，愛知県）を特措法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示（期間：R3/4/20～5/11）（R3/4/16）
- ・4都府県（東京都・京都府・大阪府・兵庫県）に緊急事態宣言（期間：R3/4/25～5/11），宮城県・沖縄県・埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県のまん延防止重点措置適用期間をR3/5/11まで延長，愛媛県にまん延防止等重点措置（適用期間：R3/4/25～5/11）（R3/4/23）
- ・愛知県・福岡県に緊急事態宣言（期間：R3/5/12～5/31），北海道・岐阜県・三重県にまん延防止等重点措置（期間：R3/5/9～5/31），埼玉県・千葉県・神奈川県・愛媛県・沖縄県のまん延防止等重点措置適用期間を5/31まで延長，宮城県を5/11をもってまん延防止等重点措置区域から除外（R3/5/7）
- ・北海道・岡山県・広島県に緊急事態宣言（期間：R3/5/16～5/31），北海道を5/15をもってまん延防止等重点措置区域から除外，群馬県・石川県・熊本県にまん延防止等重点措置（適用期間：R3/5/16～6/13）（R3/5/14）
- ・沖縄県に緊急事態宣言（期間：R3/5/23～6/20），愛媛県・沖縄県を5/22をもってまん延防止等重点措置区域から除外（R3/5/21）
- ・北海道・東京都・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・岡山県・広島県・福岡県の緊急事態措置を実施すべき期間を6/20まで延長，埼玉県・千葉県・神奈川県・岐阜県・三重県のまん延防止等重点措置適用期間を6/20まで延長（R3/5/28）
- ・群馬県・石川県・熊本県を6/13をもってまん延防止等重点措置区域から除外（R3/6/10）
- ・北海道・東京都・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・岡山県・広島県・福岡県を6/20をもって緊急事態措置区域から除外，沖縄県の緊急事態措置を実施すべき期間を7/11まで延長。岐阜県・三重県のまん延防止等重点措置を6/20をもって終了，6/21以降は従前緊急事態措置区域とされていた北海道・東京都・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県を追加し（期間：6/21～7/11），埼玉県・千葉県・神奈川県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間を7/11まで延長（R3/6/17）
- ・東京都に緊急事態宣言（期間：R3/7/12～8/22），沖縄県の緊急事態措置を実施すべき期間を8/22まで延長。北海道・東京都・愛知県・京都府・兵庫県・福岡県のまん延防止等重点措置を7/11をもって終了，埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府のまん延防止等重点措置を実施すべき期間を8/22まで延長（R3/7/8）
- ・埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府に緊急事態宣言（期間：R3/8/2～8/31），東京都・沖縄県の緊急事態措置を実施すべき期間を8/31まで延長。埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府を8/1をもってまん延防止等重点措置区域から除外，北海道・石川県・京都府・兵庫県・

- 福岡県をまん延防止等重点措置区域に追加（期間：R3/8/2～8/31）（R3/7/30）
- ・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・静岡県・愛知県・滋賀県・熊本県をまん延防止等重点措置区域に追加（期間：R3/8/8～8/31）（R3/8/5）
- ・茨城県・栃木県・群馬県・静岡県・京都府・兵庫県・福岡県に緊急事態宣言（期間：R3/8/20～9/12）、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・大阪府・沖縄県の緊急事態措置を実施すべき期間を9/12まで延長。茨城県・栃木県・群馬県・静岡県・京都府・兵庫県・福岡県を8/19をもってまん延防止等重点措置区域から除外、宮城県・山梨県・富山県・岐阜県・三重県・岡山県・広島県・香川県・愛媛県・鹿児島県をまん延防止等重点措置区域に追加（期間：R3/8/20～9/12）、北海道・福島県・石川県・愛知県・滋賀県・熊本県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間を9/12まで延長（R3/8/17）
- ・北海道・宮城県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・岡山県・広島県に緊急事態宣言（期間：R3/8/27～9/12）。北海道・宮城県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・岡山県・広島県を8/26をもってまん延防止等重点措置区域から除外、高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県をまん延防止等重点措置区域に追加（期間：R3/8/27～9/12）（R3/8/25）
- ・宮城県・岡山県をR3/9/12をもって緊急事態措置区域から除外、北海道・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・広島県・福岡県・沖縄県の緊急事態措置を実施すべき期間を9/30まで延長。重点措置区域については、富山県・山梨県・愛媛県・高知県・佐賀県・長崎県を9/12をもってまん延防止等重点措置区域から除外、宮城県・岡山県をまん延防止等重点措置区域に追加（期間：R3/9/13～9/30）、福島県・石川県・香川県・熊本県・宮崎県・鹿児島県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間を9/30まで延長（R3/9/9）
- ・全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、9/30をもって緊急事態措置を終了。重点措置区域についても、宮城県・福島県・石川県・岡山県・香川県・熊本県・宮崎県・鹿児島県について9/30をもってまん延防止等重点措置を終了（R3/9/28）
- ・広島県・山口県・沖縄県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示（期間：R4/1/9～1/31）（R4/1/7）
- ・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・岐阜県・愛知県・三重県・香川県・長崎県・熊本県・宮崎県をまん延防止等重点措置区域に追加（期間：R4/1/21～2/13）（R4/1/19）
- ・北海道・青森県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・石川県・長野県・静岡県・京都府・大阪府・兵庫県・島根県・岡山県・福岡県・佐賀県・大分県・鹿児島県をまん延防止等重点措置区域に追加（期間：R4/1/27～2/20）、広島県・山口県・沖縄県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間を2/20まで延長（R4/1/25）
- ・和歌山県をまん延防止等重点措置区域に追加（期間：R4/2/5～2/27）（R4/2/3）
- ・高知県をまん延防止等重点措置区域に追加（期間：R4/2/12～3/6）、群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・岐阜県・愛知県・三重県・香川県・長崎県・熊本県・宮崎県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間を3/6まで延長（R4/2/10）
- ・山形県・島根県・山口県・大分県・沖縄県を2/20をもってまん延防止等重点措置区域から除外、北海道・青森県・福島県・茨城県・栃木県・石川県・長野県・静岡県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・岡山県・広島県・福岡県・佐賀県・鹿児島県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間を3/6まで延長（R4/2/18）

④基本方針・提言関係

- ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」決定（R2/2/13）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定（R2/2/25）
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」決定（R2/3/10）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定（R2/3/28）、改正（R2/4/7, 4/11, 4/16, 5/4, 5/14, 5/21, 5/25, R3/1/7, 1/13, 2/2, 2/12, 2/26, 3/5, 3/18, 4/1, 4/9, 4/16,

4/23, 5/7, 5/14, 5/21, 5/28, 6/10, 6/17, 7/8, 7/30, 8/5, 8/17, 8/25, 9/9, 9/28)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）」(R2/3/19, 4/1, 4/22, 5/1, 5/4, 5/14, 5/29)
- ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定 (R2/4/7, 4/20)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」（今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について外）(R2/8/7, 8/24, 9/11, 9/25, 10/15, 10/23, 10/29, 11/9, 11/12, 11/20, 11/25, 12/11, R3/1/5, 2/2, 2/9, 2/25, 4/15)
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」決定 (R2/8/28)
- ・「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」閣議決定 (R2/12/8)

⑤その他

- ・厚生労働省電話相談窓口を設置 (R2/1/28 18時開設, 2/7からフリーダイヤル化)
- ・「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」発出 (R2/2/17, 5/8)
- ・「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」発出 (R2/2/20)
- ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について」発出 (R2/2/21)
- ・「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための留意点について」発出 (R2/2/24)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」発出 (文部科学省) (R2/2/28)
- ・新型コロナウイルス PCR 検査の保険適用を開始 (R2/3/6)
- ・新学期からの学校再開についての新たなガイドライン(文部科学省) (R2/4/1)
- ・レムデシビル製剤の承認 (R2/5/7)
- ・新型コロナウイルス感染症抗原検査キット (富士レビオ社) の承認 (R2/5/13)
- ・抗体保有調査の実施 (東京都, 大阪府, 宮城県) (R2/6/1~6/7)
- ・PCR 検査の検体として唾液が追加 (R2/6/2)
- ・新型コロナウイルス感染症診断薬 (富士レビオ社) の承認 (R2/6/19)
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) のリリース (R2/6/19)
- ・無症状者の唾液を用いたPCR検査等の承認 (R2/7/17)
- ・PCR検査 (有症状者に限る) 及び抗原検査の検体として鼻腔ぬぐい液が追加 (R2/10/2)
- ・抗体保有調査の実施 (東京都, 大阪府, 宮城県, 愛知県, 福岡県) (R2/12/14~12/20)

⑥検疫関係

(仙台空港関係)

- ・仙台空港検疫所では, サーモグラフィーによる計測を実施 (36.5度以上感知の場合別室で健康状態を確認)。健康カードを配布し感染防止対策を強化 (R2/1/25~)
- ・国際線機内において, 健康カードと質問票 (湖北省など滞在歴や健康状態を確認) を配布し対策を強化

(港湾関係)

- ・仙台出入国在留管理局が旅券, 滞在歴を仙台検疫所が健康状態を確認

4. 県の対応

(1) 緊急事態措置等

①緊急事態措置

宮城県全域を対象区域として以下の措置を実施

	緊急事態措置の内容 (根拠条文)	措置の期間
1	外出の自粛要請 (法第 45 条第 1 項)	R2/4/17 から 5/6 まで
2	催物の開催自粛の要請 (法第 24 条第 9 項)	R2/4/17 から 5/6 まで

3	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請等（法第 24 条第 9 項）	R2/4/25 から 5/6 まで
4	商店街やスーパーマーケット等における感染拡大防止についての協力要請（法第 24 条第 9 項）	R2/4/24 から 5/6 まで
5	施設の使用停止要請及び要請した旨の公表（法第 45 条第 2 項及び第 4 項）	R2/4/29 から 5/6 まで
6	外出の自粛要請等（法第 24 条第 9 項）	R2/5/7 から 5/14 まで
7	催物の開催自粛の要請（法第 24 条第 9 項）	R2/5/7 から 5/14 まで
8	施設における感染防止対策の徹底の要請（法第 24 条第 9 項）	R2/5/7 から 5/14 まで
9	職場における感染防止対策等に係る取組の要請（法第 24 条第 9 項）	R2/5/7 から 5/14 まで

②特措法第 24 条第 9 項に基づく協力の要請

宮城県全域を対象区域として以下の協力の要請を実施

	要請の内容	要請の期間
1	外出について（県民向け）の要請（法第 24 条第 9 項）	R2/5/15 から 5/25 まで
2	職場における取組について（事業者向け）の要請（法第 24 条第 9 項）	R2/5/15 から 5/25 まで
3	催物（イベント等）開催について（催物主催者向け）の要請（法第 24 条第 9 項）	R2/5/15 から 5/25 まで
4	施設における取組について（施設管理者向け）の要請（法第 24 条第 9 項）	R2/5/15 から 5/25 まで
5	接待を伴う飲食店、その他酒類の提供を行う飲食店に対する協力要請（法第 24 条第 9 項） 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用自粛の協力要請（法第 24 条第 9 項）	R2/7/20 から R3/4/4 まで
6	外出について（県民向け）の要請（法第 24 条第 9 項）	R3/1/9 から 4/4 まで
7	飲酒を伴う会食についての要請（法第 24 条第 9 項）	R3/2/5 から 3/7 まで
8	リバウンド防止策の協力要請について（法第 24 条第 9 項）	R3/3/5 から 4/4 まで

仙台市青葉区国分町 2 丁目及び同区一番町 4 丁目を対象区域として以下の協力の要請を実施

1	接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）に対する営業時間短縮の協力要請（法第 24 条第 9 項）	第 1 期： R2/12/28 午後 10 時から R3/1/12 午前 5 時まで 第 2 期： R3/1/12 午後 10 時から 1/27 午前 5 時まで
---	---	--

仙台市全域を対象区域として以下の協力の要請を実施

2	接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）に対する営業時間短縮の協力要請（法第 24 条第 9 項）	第 3 期： R3/1/27 午後 10 時から 2/8 午前 5 時まで
3	接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）に対する営業時間短縮の協力要請（法第 24 条第 9 項）	第 4 期： R3/3/25 午後 9 時から 4/5 午前 5 時まで

③特措法に基づかない協力の要請

	要請の内容	要請の期間（段階的緩和）
1	外出等における感染防止対策の協力要請	ステップ0：R2/5/26 から 5/31 まで ステップ1：R2/6/1 から 6/18 まで ステップ2：R2/6/19 から 7/9 まで ステップ3：R2/7/10 から 7/31 まで 移行期間後：R2/8/1 から 9/18 まで R2/9/19/から 11/30/まで R2/12/1 から R3/4/4 まで
2	職場における感染防止対策の協力要請	
3	催物（イベント等）開催制限等について	
4	施設における感染防止対策の協力要請	

宮城県・仙台市 緊急事態宣言

感染抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民・仙台市民に向けた実効性のある対策徹底の要請 <p>【期間】 R3/3/18～6/13</p> <p>※ R3/4/5 以降は、「まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容」に統合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店及び利用者への呼びかけの強化
早期発見と感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急拡大検査の実施 ・ 高齢者施設における検査体制等の強化 ・ 保健所体制強化による、感染の封じ込め
営業時間短縮要請に向けた機動的な発動	<p>今後、これ以上の病床ひっ迫となった場合、飲食店に対する営業時間短縮の協力要請を速やかに行う。</p> <p>→その後、3月21日の対策本部会議において、時短要請を決定</p>

④まん延防止等重点措置等

仙台市内を対象区域として以下のとおり要請等

	要請内容等（根拠条文）	要請期間等
1	飲食店に対する営業時間短縮の協力要請（法第31条の6第1項）	R3/4/5 から 5/11 まで ※営業時間短縮要請は 4/5 午後 8 時から 5/12 午前 5 時まで
2	飲食店に対する要請 ・ 利用者へのマスク会食実施の周知、アクリル板の設置等（法第31条の6第1項） ・ 業種別ガイドラインの遵守徹底（法第24条第9項） ・ カラオケ設備の利用自粛（法第31条の6第1項）	
3	その他の施設に対する感染拡大防止の協力依頼	
4	高齢者施設等の従業者に対する頻回検査	
5	高齢者施設や医療機関での感染発生時における支援チーム派遣や検査実施等による感染制御・業務継続支援	随時
6	モニタリング検査	R3/4/23～
7	歓楽街等での集中的PCR検査	申込み期間： R3/3/30～4/2

仙台市外を対象区域として以下のとおり要請等

	要請内容等（根拠条文）	要請期間等
1	飲食店に対する営業時間短縮の協力要請（法第24条第9項）	R3/4/5 から 5/11 まで ※営業時間短縮要請は 4/5 午後 9 時から 5/12 午前 5 時まで
2	飲食店に対する要請 ・ 利用者へのマスク会食実施の周知、アクリル板の設置等（法第24条第9項） ・ 業種別ガイドラインの遵守徹底、カラオケ設備の利用自粛（法第24条第9項）	
3	高齢者施設等の従業者に対する頻回検査	

宮城県全域を対象区域として以下のとおり要請

	要請内容（根拠条文）	要請期間
1	<p>県民に対する要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の外出・移動の自粛，近場の外出でも三密を避けること ・営業時間短縮を要請した時間以降，飲食店等にみだりに出入りしないこと（法第31条の6第2項） ・ガイドラインを遵守しない飲食店・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用の自粛 ・飲食店の求める感染防止策への積極的な協力等 ・路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動の自粛 	R3/4/5 から 5/11 まで
2	<p>イベント開催についての要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの遵守徹底，追跡対策の徹底 ・開催要件（人数上限5,000人以下，大声での歓声・声援等が想定されるものは収容率50%以内） 	
3	<p>事業者に対するテレワーク・ローテーション勤務の推進等の要請（特に緊急事態措置区域等への出勤者数の減に努めること）</p>	
4	<p>大学等に対する要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生に対する4人以下でのマスク会食の徹底を求めること ・感染防止と面接授業・遠隔授業の効率的実施等による学修機会の確保等 	

⑤リバウンド防止徹底期間（R3/5/12～5/31）

まん延防止等重点措置解除（R3/5/11）に伴う経過措置としての要請・協力依頼

仙台市内を対象区域として以下のとおり要請等

	要請内容等（根拠条文）	要請期間
1	<p>接待を伴う飲食店等，酒類を提供する飲食店等（カラオケ店等を含む）に対する営業時間短縮の協力要請（法第24条第9項）</p>	R3/5/12 から 5/31 まで
2	<p>飲食店に対する要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのマスク会食実施の周知，アクリル板の設置等（法第24条第9項） ・業種別ガイドラインの遵守徹底（法第24条第9項） ・カラオケ設備の利用自粛（法第24条第9項） 	

仙台市外を対象区域として以下のとおり要請等

	要請内容等（根拠条文）	要請期間等
1	<p>（営業時間短縮要請は終了）</p>	R3/5/12 から 5/31 まで
2	<p>飲食店に対する要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのマスク会食実施の周知，アクリル板の設置等（法第24条第9項） ・業種別ガイドラインの遵守徹底，カラオケ設備の利用自粛（法第24条第9項） 	

宮城県全域を対象区域として以下のとおり要請

	要請内容（根拠条文）	要請期間
1	<p>県民に対する要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出・移動の際には「三密」「5つの場面」の回避や，マスク着用・手指衛生等の基本的な感染対策を徹底すること 	R3/5/12 から 5/31 まで

	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインを遵守しない飲食店・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用を控えること ・飲食店の求める感染防止策への積極的な協力等 ・路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動の自粛 	
2	イベント開催についての要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの遵守徹底，追跡対策の徹底 ・開催要件（人数上限5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方，大声での歓声・声援等が想定されるものは収容率50%以内） 	
3	その他の施設に対する要請 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての施設・店舗等に入場者の整理誘導，手指消毒等の励行，換気等の感染防止対策，業種別ガイドラインの遵守等を要請 	
4	事業者に対するテレワーク・ローテーション勤務の推進等の要請	
5	大学等に対する要請 <ul style="list-style-type: none"> ・学生に対し，飲食を伴う行事等を控えるよう求めること ・感染防止と面接授業・遠隔授業の効率的実施等による学修機会の確保等 	

⑥リバウンド防止徹底期間（R3/6/1～6/13）

仙台市内を対象区域として以下のとおり要請等

	要請内容等（根拠条文）	要請期間
1	仙台市青葉区の接待を伴う飲食店等，酒類を提供する飲食店等（カラオケ店等を含む）に対する営業時間短縮の協力要請（法第24条第9項）	R3/6/1 から 6/13 まで
2	飲食店に対する要請 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのマスク会食実施の周知，アクリル板の設置等（法第24条第9項） ・業種別ガイドラインの遵守徹底（法第24条第9項） ・カラオケ設備の利用自粛（法第24条第9項） 	※営業時間短縮要請は 6/1 午後 9 時から 6/14 午前 5 時まで

仙台市外を対象区域として以下のとおり要請等

	要請内容等（根拠条文）	要請期間等
1	飲食店に対する要請 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのマスク会食実施の周知，アクリル板の設置等（法第24条第9項） ・業種別ガイドラインの遵守徹底，カラオケ設備の利用自粛（法第24条第9項） 	R3/6/1 から 6/13 まで

宮城県全域を対象区域として以下のとおり要請（⑤の要請内容と同）

	要請内容（根拠条文）	要請期間
1	県民に対する要請 <ul style="list-style-type: none"> ・外出・移動の際には「三密」「5つの場面」の回避や，マスク着用・手指衛生等の基本的な感染対策を徹底すること ・ガイドラインを遵守しない飲食店・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用を控えること ・飲食店の求める感染防止策への積極的な協力等 ・路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動の自粛 	R3/6/1 から 6/13 まで
2	イベント開催についての要請（法第24条第9項） <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの遵守徹底，追跡対策の徹底 	

	・開催要件（人数上限 5,000 人又は収容定員の 50%以内のいずれか大きい方、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容率 50%以内）	
3	その他の施設に対する要請 ・全ての施設・店舗等に入場者の整理誘導、手指消毒等の励行、換気等の感染防止対策、業種別ガイドラインの遵守等を要請	
4	事業者に対するテレワーク・ローテーション勤務の推進等の要請	
5	大学等に対する要請 ・学生に対し、飲食を伴う行事等を控えるよう求めること ・感染防止と面接授業・遠隔授業の効率的実施等による学修機会の確保等	

⑦リバウンド防止徹底期間（R3/6/14～8/11）

宮城県全域を対象区域として以下のとおり要請

	要請内容（根拠条文）	要請期間
1	（仙台市青葉区の営業時間短縮要請は R3/6/13 で終了）	R3/6/14 から 8/11 まで
2	飲食店に対する要請 ・利用者へのマスク会食実施の周知、アクリル板の設置等（法第 24 条第 9 項） ・業種別ガイドラインの遵守徹底、カラオケ設備の利用自粛（法第 24 条第 9 項）	
3	県民に対する要請 ・外出・移動の際には「三密」「5つの場面」の回避や、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染対策を徹底すること ・ガイドラインを遵守しない飲食店の利用を控えること ・飲食店の求める感染防止策への積極的な協力等 ・路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動の自粛	
4	イベント開催についての要請（法第 24 条第 9 項） ・ガイドラインの遵守徹底、追跡対策の徹底 ・開催要件（人数上限 5,000 人又は収容定員の 50%以内のいずれか大きい方、大声での歓声・声援等が想定されるものは収容率 50%以内）	
5	その他の施設に対する要請 ・全ての施設・店舗等に入場者の整理誘導、手指消毒等の励行、換気等の感染防止対策、業種別ガイドラインの遵守等を要請	
6	事業者に対するテレワーク・ローテーション勤務の推進等の要請	
7	大学等に対する要請 ・学生に対し、飲食を伴う行事等を控えるよう求めること ・感染防止と面接授業・遠隔授業の効率的実施等による学修機会の確保等	

⑧感染拡大抑制のための追加対策（R3/7/21～8/16）

仙台市内を対象区域として以下のとおり要請

	要請内容等（根拠条文）	要請期間
1	仙台市内の接待を伴う飲食店等、酒類を提供する飲食店等（カラオケ店等を含む）に対する営業時間短縮の協力要請（法第 24 条第 9 項）	R3/7/21 から 8/16 まで ※営業時間短縮要請は 7/21 午後 9 時から 8/17 午前 5 時まで

⑨宮城県・仙台市 緊急事態宣言 (R3/8/12~9/30※)

※ 要請内容については、8/20以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の内容に統合
宮城県全域を対象区域として以下のとおり要請

	要請内容 (根拠条文)	要請期間
1	仙台市内の接待を伴う飲食店等、酒類を提供する飲食店等 (カラオケ店等を含む) に対する営業時間短縮の協力要請 (法第 24 条第 9 項)	R3/8/17 から 8/19 まで ※営業時間短縮要請は 8/17 午後 8 時から 9/1 午前 5 時まで ※8/20 以降はまん延防止等重点措置に移行
2	飲食店に対する要請 ・利用者へのマスク会食実施の周知, アクリル板の設置等 (法第 24 条第 9 項) ・業種別ガイドラインの遵守徹底, カラオケ設備の利用自粛 (法第 24 条第 9 項)	R3/8/12 から 8/19 まで ※8/20 以降はまん延防止等重点措置に移行
3	県民に対する要請 ・県外との不要不急の移動, 特に緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域等との往来は延期・自粛すること ・県内であっても, 外出・移動の必要がある場合は, 極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で, マスク着用・手指衛生等の基本的な感染防止対策を万全にし, 「三密」や「5つの場面」, 混雑する場所・時間を避けること ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること ・飲食店の求める感染防止策への積極的な協力等 ・路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動の自粛	
4	イベント開催についての要請 (法第 24 条第 9 項) ・ガイドラインの遵守徹底, 追跡対策の徹底 ・開催要件 (人数上限 5,000 人又は収容定員の 50%以内のいずれか大きい方, 大声での歓声・声援等が想定されるものは収容率 50%以内)	
5	その他の施設に対する要請 ・全ての施設・店舗等に入場者の整理誘導, 手指消毒等の励行, 換気等の感染防止対策, 業種別ガイドラインの遵守等を要請	
6	事業者に対するテレワーク・ローテーション勤務の推進等の要請	
7	大学等に対する要請 ・学生に対し, 飲食を伴う行事等を控えるよう求めること ・感染防止と面接授業・遠隔授業の効率的実施等による学修機会の確保等	

⑩まん延防止等重点措置 (R3/8/20~8/26)

(県民への要請)

	要請内容等	要請期間等
1	・営業時間短縮を要請した時間以降, 飲食店等及び要請施設等のみだりに出入りしないこと ・混雑した場所への外出を半減するため, 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること	R3/8/20 から 8/26 まで

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等との往来は延期・自粛すること ・ 外出や移動の必要がある場合は、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染防止対策を万全にし、「三密」や「5つの場面」、混雑する場所・時間を避けること ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等及び時短要請に応じない飲食店等の利用を控える（宅配・テイクアウトを除く）こと ・ 飲酒を伴う大人数や長時間におよぶ会食・行事を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること ・ 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること ・ 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること ・ ワクチン接種の有無に関わらず、基本的な感染防止対策を徹底すること ・ 少しでも体調が悪い時は、医療機関に相談し、人との接触を避け、外出を控えること 	
--	--	--

(飲食店への要請)

	要請内容等（根拠条文）	要請期間等
1	(仙台市内) <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前5時から午後8時までの営業時間短縮要請（法第31条の6第1項） ・ 酒類の提供の終日停止（法第31条の6第1項） ・ 利用者へのマスク会食実施の周知，アクリル板の設置等，カラオケ設備の利用自粛（法第31条の6第1項） ・ 業種別ガイドラインの遵守徹底（法第24条第9項） 	R3/8/20 から 8/26 まで
2	(仙台市以外) <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前5時から午後8時までの営業時間短縮要請（法第24条第9項） ・ 酒類の提供は午前11時から午後7時まで ・ 利用者へのマスク会食実施の周知，アクリル板の設置等（法第24条第9項） ・ 業種別ガイドラインの遵守徹底，カラオケ設備の使用自粛（法第24条第9項） 	

(飲食店以外の施設への要請)

	要請内容（根拠条文）	要請期間
1	(仙台市内) <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項） ・ 午前5時から午後8時（イベント時は午後9時まで）の営業時間短縮（1,000㎡超施設は法第24条第9項による要請，1,000㎡以下施設は協力依頼） ・ 酒類提供の終日停止，カラオケ設備使用自粛（協力依頼） 	R3/8/20 から 8/26 まで
2	(仙台市以外) <ul style="list-style-type: none"> ・ 業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項） ・ 午前5時から午後8時（イベント時は午後9時まで）の営業時間短縮（協力依頼），カラオケ設備使用自粛（協力依頼） 	

(イベント主催者等への要請)

	要請内容 (根拠条文)	要請期間
1	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの遵守徹底, 追跡対策の徹底 開催要件 (人数上限 5,000 人以下, 大声での歓声・声援等が想定されるものは収容率 50%以内) (法第 24 条第 9 項) 開催時間の制限: 午前 5 時～午後 9 時 	R3/8/20 から 8/26 まで

(その他の協力依頼)

	要請内容 (根拠条文)	要請期間
1	(事業者への協力依頼) <ul style="list-style-type: none"> 職場でのクラスター発生を踏まえ, 休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた職場における感染防止対策を徹底すること 在宅勤務 (テレワーク) の活用や休暇取得の促進等により, 出勤者数の 7 割削減を目指すとともに, 接触機会の低減に向け, 出勤が必要となる職場でもローテーション勤務, 時差出勤, 自転車通勤などの取組を強力に推進すること 	R3/8/20 から 8/26 まで
2	(大学等に対する協力依頼) <ul style="list-style-type: none"> 学生に対し, 時短要請した時間以降, 飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること 学生に対し, 飲食を伴う行事等を控えるよう求めること 学生に対し, 積極的なワクチン接種を勧奨すること 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること 	

⑪緊急事態措置 (R3/8/27～9/12)

(県民への要請)

	要請内容等	要請期間等
1	<ul style="list-style-type: none"> 20 時以降の不要不急の外出自粛 感染対策が徹底されていない飲食店等及び休業・時短要請に応じない飲食店等の利用を厳に控える (宅配・テイクアウトを除く) こと ※ 上記以外は基本的に⑩まん延防止等重点措置における「(県民への要請)」の要請内容を継続	R3/8/27 から 9/12 まで

(飲食店への要請)

	要請内容等 (根拠条文)	要請期間等
1	(県内全域) <ul style="list-style-type: none"> 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請 (法第 45 条第 2 項) 上記以外の全ての飲食店等への午前 5 時から午後 8 時までの営業時間短縮要請 (法第 45 条第 2 項) 利用者へのマスク会食実施の周知, アクリル板の設置等 (法第 45 条第 2 項) 業種別ガイドラインの遵守徹底 (法第 24 条第 9 項) 	R3/8/27 から 9/12 まで

(飲食店以外の施設への要請)

	要請内容 (根拠条文)	要請期間
1	(県内全域) <ul style="list-style-type: none"> 業種別ガイドラインの遵守 (法第 24 条第 9 項) 	R3/8/27 から 9/12 まで

	<ul style="list-style-type: none"> ・午前5時から午後8時（イベント時は午後9時まで）の営業時間短縮（1,000㎡超施設は法第24条第9項による要請, 1,000㎡以下施設は協力依頼） ・酒類提供の終日停止, カラオケ設備使用自粛（協力依頼） 	
--	--	--

（イベント主催者等への要請）

	要請内容（根拠条文）	要請期間
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの遵守徹底, 追跡対策の徹底 ・開催要件（人数上限5,000人以下, 収容率50%以内）（法第24条第9項） ・開催時間の制限：午前5時～午後9時 	R3/8/27 から 9/12 まで

（その他の協力依頼）

	要請内容（根拠条文）	要請期間
1	<p>（事業者への協力依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続に必要な場合を除き, 20時以降の勤務を抑制すること ・防犯対策上必要なものを除き, 屋外照明の夜間消灯を行うこと ※ 上記以外は基本的に⑩まん延防止等重点措置における「(事業者への協力依頼)」の依頼内容を継続 	R3/8/27 から 9/12 まで
2	<p>（大学等に対する協力依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生に対し, 20時以降の不要不急の外出自粛を求めること ※ 上記以外は基本的に⑩まん延防止等重点措置における「(大学等への協力依頼)」の依頼内容を継続 	

⑫まん延防止等重点措置（R3/9/13～9/30）

（県民への要請）

	要請内容等	要請期間等
1	<ul style="list-style-type: none"> ・混雑した場所への外出を半減するため, 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること（特に時短要請した時間以降, 飲食店・要請施設等にみだりに出入りしないこと） ・感染対策が徹底されていない飲食店等及び時短要請に応じない飲食店等の利用を厳に控える（宅配・テイクアウトを除く） ※ 上記以外は基本的に⑪緊急事態措置における「(県民への要請)」の要請内容を継続 	R3/9/13 から 9/30 まで

（飲食店への要請）

	要請内容等（根拠条文）	要請期間等
1	<p>（仙台市内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前5時から午後8時までの営業時間短縮要請（法第31条の6第1項） ・酒類の提供の終日停止（法第31条の6第1項） ※ 認証店は午前11時から午後7時まで酒類提供可（同一グループの同一テーブルへの入店案内原則4人以内が要件） ・利用者へのマスク会食実施の周知, アクリル板の設置等, カラオケ設備の利用自粛（法第31条の6第1項） ・業種別ガイドラインの遵守徹底（法第24条第9項） 	R3/9/13 から 9/30 まで
2	<p>（仙台市以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前5時から午後8時までの営業時間短縮要請（法第24条第9項） ・酒類の提供は午前11時から午後7時まで 	

	<ul style="list-style-type: none"> ※ 認証店はこれらに関わらず営業することも可能 ・利用者へのマスク会食実施の周知, アクリル板の設置等 (法第 24 条第 9 項) ・業種別ガイドラインの遵守徹底, カラオケ設備の使用自粛 (法第 24 条第 9 項) 	
--	--	--

(飲食店以外の施設への要請)

	要請内容 (根拠条文)	要請期間
1	(仙台市内) ・業種別ガイドラインの遵守 (法第 24 条第 9 項) ・午前 5 時から午後 8 時 (イベント時は午後 9 時まで) の営業時間短縮 (1,000 m ² 超施設は法第 24 条第 9 項による要請, 1,000 m ² 以下施設は協力依頼) ・酒類提供の終日停止, カラオケ設備使用自粛 (協力依頼)	R3/9/13 から 9/30 まで
2	(仙台市以外) ・業種別ガイドラインの遵守 (法第 24 条第 9 項) ・午前 5 時から午後 8 時 (イベント時は午後 9 時まで) の営業時間短縮 (協力依頼), カラオケ設備使用自粛 (協力依頼)	

(イベント主催者等への要請)

	要請内容 (根拠条文)	要請期間
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの遵守徹底, 追跡対策の徹底 ・開催要件 (人数上限 5,000 人以下, 大声での歓声・声援等が想定されるものは収容率 50%以内) (法第 24 条第 9 項) ・開催時間の制限: 午前 5 時～午後 9 時 	R3/9/13 から 9/30 まで

(その他の協力依頼)

	要請内容 (根拠条文)	要請期間
1	(事業者への協力依頼) ※ ⑩まん延防止等重点措置における「(事業者への協力依頼)」と同内容を依頼	R3/9/13 から 9/30 まで
2	(大学等に対する協力依頼) ※ ⑩まん延防止等重点措置における「(大学等への協力依頼)」と同内容を依頼	

⑬リバウンド防止徹底期間 (R3/10/1～10/31)

宮城県全域を対象区域として以下のとおり要請

	要請内容 (根拠条文)	要請期間
1	県民への要請 ・混雑した場所への外出を極力減らすとともに, 外出や移動の必要がある場合は, 極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で, マスク着用・手指衛生等の基本的な感染対策を万全にし, 三密や5つの場面等を避けること ・県外との不要不急の往来は自粛すること ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控えること (宅配・テイクアウトを除く) ※ 上記以外は基本的に⑫まん延防止等重点措置における「(県民への要請)」の要請内容を継続	R3/10/1 から 10/31 まで

2	<p>飲食店への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者へのマスク会食実施の周知, アクリル板の設置等, 業種別ガイドラインの遵守徹底, 飲食を主業とする店舗でのカラオケ設備の利用自粛 (法第 24 条第 9 項) ※ 営業時間短縮・酒類提供制限は終了 	
3	<p>その他の施設に対する要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守, カラオケ設備使用自粛 	
4	<p>イベント主催者等への要請 (法第 24 条第 9 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの遵守徹底, 追跡対策の徹底 ・開催要件 (人数上限 5,000 人又は収容定員の 50%以内 (上限 10,000 人) のいずれか大きい方, 大声での歓声・声援等が想定されるものは収容率 50%以内) 	
5	<p>事業者への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策徹底 ・従業員等に飲食を伴う懇親会等を控えるよう求めること ・テレワーク・ローテーション勤務の推進等 	
6	<p>大学等への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生に対し, 飲食を伴う行事等を控えるよう求めること ・学生に対し, 積極的なワクチン接種を勧奨すること ・感染防止と面接授業・遠隔授業の効率的実施等による学修機会の確保等 	

⑭11月1日以降 (R3/11/1～)

宮城県全域を対象区域として以下のとおり要請

	要請内容 (根拠条文)	要請期間
1	<p>県民への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外への移動も含め, 混雑した場所への外出を極力減らすとともに, 外出や移動の必要がある場合は, マスク着用・手指衛生等の基本的な感染対策を万全にし, 三密や5つの場面等避けること ・会食・食事を伴う行事では, 会話の際のマスク着用を徹底すること ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控えること (宅配・テイクアウトを除く) 等 	R3/11/1 から
2	<p>飲食店への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ設備を提供する場合は, 利用者の密の回避, こまめな換気, マイク等の消毒, 歌唱中のマスク着用勧奨等, 基本的な感染防止策の徹底 ・利用者へのマスク会食実施の周知, アクリル板の設置等, 業種別ガイドラインの遵守徹底 等 (法第 24 条第 9 項) 	
3	<p>その他の施設に対する要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ設備を提供する場合は, 利用者の密の回避, こまめな換気, マイク等の消毒, 歌唱中のマスク着用勧奨等, 基本的な感染防止策の徹底 ・業種別ガイドラインの遵守 等 	
4	<p>イベント主催者等への要請 (法第 24 条第 9 項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの遵守徹底, 追跡対策の徹底 ・開催要件 (人数上限 5,000 人又は収容定員の 50%以内のいずれか大きい方, 大声での歓声・声援等が想定されるものは収容率 50%以内) 	

5	<p>事業者への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク等，人との接触機会の低減に努めること ・従業員等に対し，飲食を伴う行事等を開催する場合は，感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるとともに，感染防止対策を徹底するよう求めること ・休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策徹底 	
6	<p>大学等への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生に対し，飲食を伴う行事等を開催する場合は，感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるとともに，感染防止対策を徹底するよう求めること ・感染防止と面接授業・遠隔授業の効率的実施等による学修機会の確保 等 	

⑮ イベント開催に係る「感染防止安全計画」の導入等（R3/11/25～）

宮城県全域を対象区域として，県民・イベント主催者等への要請内容を以下のとおり変更

※以下以外は⑭の要請内容を継続

	要請内容（根拠条文）	要請期間
1	<p>県民への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種の有無に関わらず，感染リスクの高い行動を控えるとともに，日常生活における基本的な感染防止策を徹底すること ・会食・食事を伴う行事では，会話の際のマスク着用を徹底すること ・感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を厳に控えること（宅配・テイクアウトを除く） 等 	R3/11/25 から
2	<p>イベント主催者等への要請（法第 24 条第 9 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの遵守徹底，追跡対策の徹底 ・開催要件 ①「感染防止安全計画」を策定しないイベント」（②以外） →人数上限 5,000 人又は収容定員の 50%以内のいずれか大きい方，「大声あり」の場合は収容率 50%以内 ②「大声なし」の「5,000 人超かつ収容率 50%超」で「感染防止安全計画」を策定・県の確認を受けたイベント →上限人数は収容定員まで，収容率 100% 	

⑯ 1 月 14 日以降（R4/1/14～）

宮城県全域を対象区域として，県民・飲食店への要請内容に以下のとおり追加

※以下以外は⑭⑮の要請内容を継続

	要請内容（根拠条文）	要請期間
1	<p>県民への要請（法第 24 条第 9 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等を利用する際には，同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食を避けること ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛すること 特に，緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置地域など感染が拡大している地域への不要不急の移動を自粛すること 	R4/1/14 から
2	<p>飲食店への要請（法第 24 条第 9 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食を避けること 	

⑰緊急特別要請（R4/2/1～）

宮城県全域を対象区域として、従来の対策に加え、県民・事業者・学校関係者等に次の4本柱の協力を要請

1. ワクチン3回目接種の加速化
2. 教育・保育現場での感染防止対策の強化
3. 高齢者施設・障害者施設での感染抑止・事業継続
4. テレワーク・時差出勤等の更なる推進

このほか、以下のとおり要請

	要請内容（根拠条文）	要請期間
1	<p>県民への要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会食・食事を伴う行事（宅配・テイクアウトによるものを除く）では認証店などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、短時間の開催、会話の際のマスク着用を徹底すること ・感染リスクの高い行動を控え、日常生活における基本的な感染防止策を徹底すること（ワクチン未接種の方は特に注意すること） ・飲食店等を利用する際には、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること ・飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛すること 特に、緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置地域など感染が拡大している地域への不要不急の移動を自粛すること 	R4/2/1 から
2	<p>飲食店への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けること ・カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策の徹底 ・利用者へのマスク会食実施の周知、アクリル板の設置等、業種別ガイドラインの遵守徹底 等（法第24条第9項） 	
3	<p>イベント主催者等への要請（法第24条第9項）</p> <p>⑮以降変更なし</p>	
4	<p>事業者への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの活用や、休暇取得の促進等の取組を推進し、出勤者数の削減を図ること ・職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の、人との接触機会の低減を推進すること ・従業員等に対し、飲食を伴う行事等を開催する場合は、認証店などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、短時間の開催、会話の際のマスク着用を徹底するよう求めること ・休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策徹底 	
5	<p>大学等への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生に対し、飲食を伴う行事等を開催する場合は、認証店などの適切な感染対策を講じている飲食店等を利用し、短時間の開催、会話の際のマスク着用を徹底するよう求めること ・感染防止と面接授業・遠隔授業の効率的実施等による学修機会の確保 ・部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について学生等に注意喚起を徹底すること 特に、部活動等における感染リスクの高い活動について制限又 	

	<p>は自粛を検討すること</p> <p>・学校内での行事は、人と人との感覚を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること</p>	
6	<p>その他の施設に対する要請</p> <p>・入場整理等による混雑の回避、利用者に対するマスクの着用の周知、感染防止策を実施しない者の入場制限、会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置など、感染防止策の徹底</p> <p>・業種別ガイドラインの遵守 (イベント関連施設・商業施設・遊興施設等)</p> <p>・カラオケ設備を提供する場合は、利用者の密の回避、こまめな換気、マイク等の消毒、歌唱中のマスク着用勧奨等、基本的な感染防止策の徹底</p>	

(2) 庁内情報連絡体制の整備

- ①「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置 (R2/1/27)
- ②「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」開催 (R2/1/27, 2/21, 2/29, 3/26, 4/9, 4/17, 4/21, 5/5, 5/15, 5/26, 7/13, 7/31, 8/31, 9/16, 11/4, 11/30, 12/23, R3/1/9, 1/23, 2/5, 3/5, 3/21, 4/3, 4/27, 5/8, 5/28, 6/10, 7/7, 7/16, 8/12, 8/18, 8/26, 9/10, 9/29, 10/26, 11/22, 12/31, R4/1/14, 1/30, 2/25) (R2/3/26～は危機管理対策本部会議と併催)
- ③「新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会」開催 (R2/1/31, 4/27, 6/18, 11/27, 12/11, R3/2/19)
- ④「情報連絡員会議」開催 (R2/1/24, 1/29, 2/7, 2/14, 2/21, 2/28, 3/6, 3/13)
- ⑤イントラネット等による情報共有 (R2/1/16～)
- ⑥「新型コロナウイルス感染症対策本部地方対策本部」設置 (R2/2/21), 会議の開催 (2/25～)

(3) 対応方針

- ・「宮城県新型コロナウイルス感染症対応方針」を決定 (R2/7/13)

(4) 外部有識者との連携

- ・新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーチーム会議 (R2/1/29, 3/27, 5/21, 6/5, 7/16, 7/22, 7/31, 9/16, 10/29)
- ・新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード (R3/4/2, 4/27, 6/8, 8/10, 9/7, 9/24, 10/5, 10/26, 12/7, R4/1/11, 1/26)

(5) 県民等への周知・相談体制の整備

- ①新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口（コールセンター）の開設 (R2/2/4～)
 - 「受診・相談センター」に名称を変更 (R2/11/5)
 - 電話番号: 022-398-9211 ※回線数を段階的に拡充 (R2/4/1, 4/4, 4/5, R3/5/25)
 - ※多言語対応開始 (R2/5/18～)
 - 相談件数 220,454 件 (R4/2/28 対応分まで延べ相談件数)
 - ワクチン接種副反応相談センターの開設 (R3/7/5～)
 - 相談件数 28,471 件 (R4/2/28 対応分まで延べ相談件数 (ワクチン関係))
 - ※上記には、受診・相談センターに寄せられた相談件数も含んでいる。
- ②記者会見や県ホームページ等での周知・注意喚起
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する県民の皆様への緊急メッセージ (R2/4/3)
 - ・宮城県医師会長, 東北大学病院長, 東北医科薬科大学特任教授と知事の共同記者会見 (R2/4/9)

- ・新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者や療養中の患者及びその家族に対する風評被害根絶に向けた知事メッセージ (R2/4/13)
- ・東北・新潟緊急共同宣言 (知事と仙台市長の共同記者会見) (R2/4/24)
- ・東北・新潟共同メッセージ (知事と仙台市長の共同記者会見) (R2/5/8)
- ・過去最多の患者発生を受けて知事から県民の皆様への緊急の呼びかけ (R2/7/16)
- ・知事と仙台市長からの緊急メッセージ (共同記者会見) (R2/7/17)
- ・お盆休みにおける帰省等に関する知事から県民の皆様へのお願い (R2/8/6)
- ・知事と仙台市長からの共同メッセージ (R2/9/10)
- ・知事, 仙台市長, 宮城県医師会長, 仙台市医師会長による緊急共同記者会見 (R2/9/13)
- ・仙台市及び2市2町 (塩竈市, 多賀城市, 七ヶ浜町, 利府町) 緊急要請 (接待を伴う飲食店・酒類提供飲食店への協力要請及び県民への要請) (R2/9/16)
- ・新型コロナウイルス感染症宮城県緊急警報の発表 (R2/9/19~9/22) (9/18)
- ・催物の主催者が存在しない季節の行事における感染防止等の徹底のお願い (R2/10/27)
- ・新型コロナウイルス感染症宮城県緊急警報の発表 (R2/11/9)
- ・知事から県民の皆さんへの呼びかけ (R2/11/16)
- ・宮城県新型コロナ危機宣言 (知事, 仙台市長, 宮城県医師会長, 仙台市医師会長) (R2/12/16)
- ・宮城県知事及び仙台市長による共同記者会見 (R2/12/23)
- ・宮城県知事, 仙台市長, 宮城県医師会長, 仙台市医師会長, 東北大学病院長による共同記者会見 (R3/1/9)
- ・「ストップ! コロナ差別」共同宣言 (行政, 医療, 福祉, 経済, 学校関係など 28 団体) (R3/1/13)
- ・宮城県知事, 仙台市長, 宮城県医師会長, 仙台市医師会長, 宮城県医療調整本部長, 宮城県感染症対策委員長による共同記者会見 (R3/1/23)
- ・宮城県知事及び仙台市長による共同記者会見 (R3/2/5)
- ・宮城県知事, 仙台市長, 宮城県医師会長, 仙台市医師会長による共同記者会見 (R3/3/5)
- ・宮城県知事・仙台市長による共同記者会見 (R3/3/18)
- ・宮城県知事, 仙台市長, 宮城県医師会長, 仙台市医師会長, 東北大学病院長による共同記者会見 (R3/4/3)
- ・東北・新潟共同メッセージ (知事と仙台市長の共同記者会見) (R3/4/27)
- ・宮城県知事, 仙台市長, 仙台市医師会長, 宮城県医療調整本部長, 宮城県感染症対策委員長による共同記者会見 (R3/4/27)
- ・宮城県知事, 仙台市長, 宮城県医師会長, 仙台市医師会長, 宮城県医療調整本部長による共同記者会見 (R3/5/8)
- ・宮城県知事, 仙台市長, 宮城県医療調整本部長, 宮城県感染症対策委員長による共同記者会見 (R3/5/28)
- ・宮城県知事, 仙台市長による共同記者会見 (R3/6/10)
- ・宮城県知事, 仙台市長, 宮城県医師会長, 仙台市医師会長, 宮城県医療調整副本部長, 宮城県感染症対策委員長による共同記者会見 (R3/7/16)
- ・宮城県知事, 仙台市長による共同記者会見 (R3/8/6)
- ・宮城県知事, 仙台市長, 宮城県医師会長, 仙台市医師会長, 宮城県医療調整本部長による共同記者会見 (R3/8/12)
- ・宮城県知事, 仙台市長, 宮城県医師会長, 仙台市医師会長による共同記者会見 (R3/8/18)
- ・宮城県知事, 仙台市長, 宮城県医師会副会長による共同記者会見 (R3/8/26)
- ・東北・新潟共同メッセージ (R3/8/31)
- ・宮城県知事, 仙台市長による共同記者会見 (R3/9/10)
- ・宮城県知事, 仙台市長, 仙台市医師会長による共同記者会見 (R3/9/29)
- ・宮城県副知事, 仙台市医師会長による共同記者会見 (R3/10/26)

- ・宮城県知事，仙台市長による共同記者会見（R4/1/24）
- ・宮城県知事，仙台市長，宮城県医師会長，仙台市医師会長による共同記者会見（R4/2/10）
- ③県民向けチラシ作成（日本語・中国語・英語版・韓国語）
- ④緊急事態宣言相談ダイヤルの開設（4/18～5/29）
相談件数 8,851件（5/29対応分まで延べ相談件数）
- ⑤みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤルの開設（10/12～）
- ⑥時短要請相談窓口（コールセンター）の開設（R3/3/22～6/13, 7/20～10/1）
- ⑦若い世代に向けた SNS 等での情報発信（R3/1/18～）

（6）医療体制の確保

- ・県内感染症指定医療機関及び入院協力医療機関 511 床（R4/2/28 現在確保病床）
- ・帰国者・接触者外来（46 か所）
※仙台市内においてドライブスルー方式による「帰国者・接触者外来」の実施（R2/4/21～）
- ・帰国者・接触者相談センター（7 保健所 2 支所）
※仙台市も帰国者・接触者相談センターを設置
- ・宮城県感染症ネットワーク会議（行政及び感染症指定医療機関等）（R2/2/6）
- ・新型コロナウイルス感染症対策（医療機関向け）セミナーの開催（R2/2/6）
- ・県内の一般診療体制に係る打合せ（県及び仙台市医師会・仙台市・宮城県・宮城県感染症対策委員会委員長）（R2/2/25）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る県内病院長等会議（R2/3/31, 5/29, 11/17, 12/10, R3/1/13, 2/3, 3/23, 3/30, 4/2, 4/6, 4/13, 4/20, 4/27, 5/11, 5/25, 6/29, 7/20, 8/10, 8/24, R4/1/18, 2/8）（入院受入に係る WEB 会議 R2/8/6, 8/25）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部（仮称）の設置に係る関係者打合せ（R2/4/6）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部の設置（R2/4/9）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部「患者搬送コーディネーター」会議（R2/4/10, 4/15）
- ・宮城県救急医療情報システムで毎日の入院受入可能病床を一元的に把握（R2/4/15～）
- ・新型コロナウイルス感染症対策宮城県調整本部 WEB 会議（R2/4/21, 4/23, 4/30, 7/10, 7/16, 10/30）
- ・軽症者の宿泊療養施設への受入（R2/4/16～）
- ・宿泊療養施設の軽症者を対象とした「こころの相談電話専用ダイヤル」を仙台市と設置。宿泊療養施設従業員，支援に従事した自治体職員の相談にも対応（R2/4/16～）
- ・「みやぎアラート」の運用（R2/7/13～11/4）
- ・一般社団法人日本旅行業協会東北支部と「新型コロナウイルス感染症の軽症者等受入れ施設の提供に関する協定」を締結（R2/8/4～）
- ・地域外来・検査センター（5 か所）（栗原圏域 R2/10/5～，大崎圏域 10/12～，亶理郡 12/7～，石巻圏域 12/24～，仙台圏域 R3/2/7～）
- ・診療・検査医療機関の指定（R2/10/1～） 県内 590 医療機関（R3/11/16 現在）
- ・新型コロナ総合調整チームの設置（R2/11/9）
- ・宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部の設置（R2/12/10）
- ・宿泊療養施設（ホテル）内容室でのエックス線及び血液検査を開始（エックス線検査 R3/1/15～，血液検査 R3/2/1～）
- ・宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部において後方医療機関への転院等の調整を行うスキームの運用を開始（R3/1/27～）
- ・入院受入病院及び宿泊療養施設等の看護師不足に対して応援看護職員の派遣事業を開始（R3/2/1～）
- ・全国知事会及び日本看護協会に看護師派遣を要請（R3/3/26）

- 12 道県 41 人，看護協会関係 28 人，NPO 法人等 18 人を派遣（R3/3/26～6/1）
- ・高齢者施設等における感染制御・業務継続に係る支援チームの派遣事業を開始（R3/4/26～）
- ・患者の重症化を防ぐため，宿泊療養施設に「抗体カクテル療法センター」を設置（R3/9/6～）
- ・高齢者施設等における感染制御・業務継続支援チームの対象に，精神科病院や障害者施設を追加し，「医療・福祉施設における感染制御・業務継続支援チーム」に体制を拡充（R3/11/25～）
- ・患者療養（軽症者等）のあり方を原則自宅療養に切替（R4/1/28～）
- ・自宅療養者向けに乳幼児向け生活支援品の配送を開始（R4/1/28～）
- ・自宅療養者フォローアップセンターの開設（R4/1/28～）
- ・患者療養（軽症者等）のあり方を再度，原則宿泊療養に戻す（R4/2/15～）

（7）検査体制の整備

- ・保健環境センターにおけるウイルス検査の実施（R2/1/30 19 時～）
※仙台市衛生研究所においても検査を実施
- ・宮城県医師会健康センターにおける検査の実施（R2/3/11～）
- ・PCR 検査の保険適用に伴う医療機関向け説明会開催（R2/3/10）
- ・宮城県 PCR 検査等調整会議開催（R2/3/27, 7/9）
- ・県内における PCR 検査可能件数 520 件/日（最大）

（8）県内の医療資材の供給支援

- ・医療資機材調整チームの設置（R2/4/20）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療資機材提供のお願いについて」を広報（R2/4/23）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療機関・社会福祉施設に対する衛生物資供給支援について」を広報（R2/4/27）
- ・【緊急支援第一弾】医療機関及び社会福祉施設にマスク等の衛生物資の供給支援を実施（R2/5/1）
- ・【緊急支援第二弾】医療機関及び社会福祉施設にマスク等の衛生物資供給支援を実施（R2/5/15～）
マスク：400 万枚，ガウン：月 5 万枚，フェイスシールド：週 3 千枚
- ・県内医療機関及び社会福祉施設等への物資供給実績（主なもの）（R3/12/31 現在）
マスク：約 1,346 万枚，医療用マスク：約 82 万枚，フェイスシールド：約 85 万枚
ガウン：約 224 万枚，検査用手袋：約 1,892 万枚
- ・第二波等に備えてマスク等の衛生物資を備蓄（R2/6 月～）
マスク：約 1,000 万枚，医療用マスク：約 10 万枚など
- ・診療・検査医療機関に抗原検査キットを緊急配布（37,200 キット）（R4/2/4）

（9）国への要望等

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言（全国知事会）（R2/2/5）
- ・新型コロナウイルス対策に関する緊急要望（全国衛生部長会）（R2/2/5）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言（全国知事会）（R2/2/21）
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言（全国知事会）（R2/3/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言（全国知事会）（R2/3/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言（全国知事会）（R2/3/5）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言（全国知事会）（R2/3/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言（全国知事会）（R2/3/18）

- ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言（全国知事会）（R2/3/18）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望（全国知事会）（R2/3/18）
- ・「新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施について」要請活動（全国知事会）（R2/3/24）
- ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言（全国知事会）（R2/3/25）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請（全国知事会）（R2/3/30）
- ・「緊急事態宣言」を受けての緊急提言（全国知事会）（R2/4/8）
- ・全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言（R2/4/17）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言（全国知事会）（R2/4/23, 4/30）
- ・緊急事態宣言の期間延長を受けて（提言）（全国知事会）（R2/5/5）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言（全国知事会）（R2/5/13）
- ・雇用調整助成金等に係る緊急提言（全国知事会）（R2/5/13）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「飛躍的増額」に向けた緊急提言（全国知事会）（R2/5/20）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言（全国知事会）（R2/5/22）
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う更なる地域経済対策に向けた緊急提言（全国知事会）（R2/5/25）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急申し入れ（全国知事会）（R2/5/28）
- ・地方税財源の確保・充実等に関する提言ほか（全国知事会）（R2/6/4）
- ・「GoTo キャンペーン」の実効性ある取組に向けた緊急提言（全国知事会）（R2/6/29）
- ・知事による関係省庁等への新型コロナウイルス感染症に関する要望活動（宮城県）（R2/7/1, 7/2）
- ・「GoTo トラベル事業」の実施に係る緊急提言（全国知事会）（R2/7/10）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言（全国知事会）（R2/7/19）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言（全国知事会）（R2/8/8）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた地域経済の活性化に向けた緊急提言（全国知事会）（R2/9/11）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言（全国知事会）（R2/9/26）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化に関する決議（北海道東北地方知事会）（R2/10/29）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言ほか（全国知事会）（R2/11/5）
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言（全国知事会）（R2/11/23）
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う大学受験等の機会の確保に関する緊急提言（全国知事会）（R2/12/18）
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言（全国知事会）（R2/12/20）
- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言を受けた緊急提言（全国知事会）（R3/1/9）
- ・コロナ禍における中小事業者の経営支援に関する緊急提言（宮城県ほか 12 道県）（R3/1/19）
- ・緊急事態宣言の再発令等に伴う事業者への支援に関する緊急提言（全国知事会）（R3/1/26）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長を受けた緊急提言（全国知事会）（R3/2/6）
- ・今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言（全国知事会）（R3/2/27）
- ・緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望について（宮城県ほか 33 道県）（R3/3/10）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の活性化に向けた緊急提言（全国知事会）（R3/3/15）
- ・緊急事態宣言の再発令等に伴い影響を受けた飲食業等の支援に係る緊急提言（全国知事会）

(R3/3/15)

- ・「Go To トラベル事業」の段階的な再開に係る緊急要望（宮城県ほか 31 県）(R3/3/17)
- ・緊急事態宣言解除を受けた今後の対策に係る緊急提言（全国知事会）(R3/3/20)
- ・第 4 波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言（全国知事会）(R3/4/4)
- ・第 4 波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言（全国知事会）(R3/4/12)
- ・第 4 波の到来を受けた今後の新型コロナウイルス感染症対策についての緊急提言（全国知事会）(R3/4/19)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言（全国知事会）(R3/4/24)
- ・全国的な新型コロナウイルス感染症対策認証制度確立の提案（宮城県ほか 21 県）(R3/4/27)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更・期間延長等を受けた緊急提言（全国知事会）(R3/5/10)
- ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長を受けた緊急提言（全国知事会）(R3/5/29)
- ・地方税財源の確保・充実等に関する提言ほか（全国知事会）(R3/6/10)
- ・9 都道府県の緊急事態宣言の解除等を受けた緊急提言（全国知事会）(R3/6/19)
- ・緊急事態宣言の再発出等を受けた緊急提言（全国知事会）(R3/7/11)
- ・全国的な感染再拡大を受けた緊急提言（全国知事会）(R3/8/1)
- ・全国的な爆発的感染拡大を突破するための緊急提言（全国知事会）(R3/8/20)
- ・緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の延長を受けた緊急提言（全国知事会）(R3/9/11)
- ・緊急事態宣言等の解除を受けた緊急提言（全国知事会）(R3/10/2)
- ・令和 4 年度税財政等に関する提案（全国知事会）(R3/11/2)
- ・コロナを乗り越える地方創生に向けた緊急提言ほか（全国知事会）(R3/11/11)
- ・第 6 波への備えと日常生活の回復に向けた緊急提言ほか（全国知事会）(R3/11/21)
- ・オミクロン株の感染拡大防止に向けた緊急提言ほか（全国知事会）(R3/12/27)
- ・全国的な感染急拡大を受けた緊急提言（全国知事会）(R4/1/12)
- ・爆発的感染拡大を抑え「暮らし」・「健康」を守るための緊急提言（全国知事会）(R4/1/28)
- ・全国的な感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言（全国知事会）(R4/2/15)

(10) まん延防止

- ・「新型コロナウイルス感染症に伴う県主催イベント・会議等の考え方について」決定(R2/2/27) 一部改正 (R2/2/29, 3/30, 5/5, 5/15, 5/26, 7/31, 8/31, 9/16, 11/30)
- ・厚生労働省クラスター対策班派遣 (R2/4/2~)
- ・厚生労働省クラスター対策班担当者との会議 (R2/4/2, 4/8, 4/10, 4/17, 4/24, 5/11, 9/11, 9/14, 10/13, 10/19, 12/21)
- ・厚生労働省クラスター対策班担当者による保健所職員向け研修会 (R2/4/28)
- ・外出自粛に伴う県施設の体制についての基本方針 (R2/4/9)
- ・使用制限対象施設の整理 (R2/4/9)
- ・保健所（支所）担当者会議 (R2/1/31, 4/24, R3/2/12, 3/1)
- ・県施設の運営再開についての基本方針 (R2/5/15 更新)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県民への情報提供（呼びかけ）基準について仙台市と共同運用開始 (R2/7/27~)
- ・宮城県感染制御チームの派遣等 (R2/9/17, 9/18, 10/13, 10/14, 11/3, 11/21, 12/15, R3/2/4, 3/9, 4/4, 5/8, 5/17, 5/28)

(11) 新型コロナウイルスワクチン接種対応

- ・ファイザー社製ワクチンの薬事法上の承認 (R3/2/14)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(厚生労働大臣から市町村長への指示) (R3/2/16)
- ・県内における医療従事者向け先行接種開始 (R3/2/19)
- ・県内における医療従事者向け優先接種開始 (R3/3/5)
- ・県内における 65 歳以上の高齢者向け接種開始 (R3/4/13)
- ・武田/モデルナ社製, アストラゼネカ社製ワクチン薬事法上の承認 (R3/5/21)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(厚生労働大臣から市町村長への指示通知の一部改正) (R3/5/21) ※使用するワクチンに武田/モデルナ社を追加
- ・東北大学ワクチン接種センターでの接種開始 (R3/5/24)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(厚生労働大臣から市町村長への指示通知の一部改正) (R3/5/31) ※ファイザー製ワクチンの対象年齢を 16 歳以上から 12 歳以上に引き下げ
- ・県内における 65 歳以上高齢者の次順位(基礎疾患を有する者等)以降の接種開始 (R3/6/19)
- ・東北大学ワクチン接種センターでの全市町村からの受付開始 (R3/6/28)
- ・東北大学ワクチン接種センターでの夜間接種開始 (R3/7/19)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(厚生労働大臣から市町村長への指示通知の一部改正) (R3/8/2)
※武田/モデルナ社ワクチンの対象年齢を 18 歳以上から 12 歳以上に引き下げ及びワクチンにアストラゼネカ社を追加
- ・東北大学ワクチン接種センターでの接種対象者の年齢について, 18 歳以上から 16 歳以上に引下げ (R3/8/4)
- ・東北大学ワクチン接種センターで「U-25 限定接種枠」(16 歳から 24 歳まで)の接種開始(R3/9/6)
- ・東北大学ワクチン接種センターで「予約不要受付枠」での接種開始(R3/9/23, 9/27~10/15)
- ・ファイザー社製ワクチン(追加接種)の薬事法上の承認 (R3/11/11)
- ・東北大学ワクチン接種センターでの接種終了 (R3/11/12)
- ・(公財)宮城県対がん協会内に「宮城県ワクチン接種センター」を設置(R3/11/15)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(厚生労働大臣から市町村長への指示通知の一部改正) (R3/11/16) ※ファイザー社ワクチンによる追加接種の実施を追加
- ・追加接種開始 (R3/12/1)
- ・武田/モデルナ社製ワクチン(追加接種)の薬事法上の承認 (R3/12/16)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(厚生労働大臣から市町村長への指示通知の一部改正) (R3/12/17) ※追加接種に使用するワクチンに武田/モデルナ社製を追加
- ・東北大学ワクチン接種センターでの接種再開 (R3/12/20)
- ・東北大学ワクチン接種センターでエッセンシャルワーカー向け優先接種開始 (R4/1/19)
- ・5~11 歳の小児への接種用のファイザー社製ワクチン承認 (R4/1/21)
- ・東北大学ワクチン接種センターでの夜間追加接種開始 (R4/2/1)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(厚生労働大臣から市町村長への指示通知の一部改正) (R4/2/21) ※5~11 歳の小児への接種を追加
- ・5~11 歳の小児への接種開始 (R4/2/21)

(12) 各部局等における対応等

<総務部> (※令和 2 年度までは消防課, 旧危機対策課の対応実績を含む)

- ・関係機関(宮城大学, 私立学校等)への周知(随時)
- ・県庁行政庁舎出入口に手指消毒薬設置, 各合庁管理者に情報提供及び各合庁の対応確認 (R2/1/31)
- ・ラジオ(TBC, FM 仙台, コミュニティーFM), 新聞(河北, 中央 4 紙)による相談窓口等に関

する県民向け広報の実施 (R2/2/14~)

- ・ 県政だよりでの相談・支援窓口等に関する県民向け広報の実施 (R2/5/1 発行号~)
- ・ 職場における新型コロナウイルス感染症の予防について各所属長宛て文書通知 (R2/2/19, 2/28, 4/8, 4/16, 11/11)
- ・ 職員の時差勤務制度の積極的活用の周知 (R2/2/27)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について通知 (各私立学校) (R2/2/28)
- ・ 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園の対応について通知 (各私立幼稚園) (R2/2/28)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した特別休暇の取扱いについて通知 (R2/2/28, 3/10, 3/24, 4/2)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応業務に係る週休日の振替期間の延長について通知 (R2/3/24)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る使用手数料の返還措置等について各部署長宛て通知 (R2/3/3, 3/25, 4/20, 6/25, 7/27, 8/31, 11/13, R3/2/26)
- ・ 人事異動等に伴う職員の健康確認等の実施について通知 (R2/4/2)
- ・ PCR検査のための検体採取等の支援について自衛隊に災害派遣 (①R2/4/4~6, ②R2/4/13~15, ③R2/4/20~5/1) を要請 (①R2/4/3, ②R2/4/12, ③R2/4/20)
- ・ 感染が疑われる職員が発生した場合の対応等について通知 (R2/4/7)
- ・ 休憩時間の変更について通知 [11:30~, 12:30~を追加] (R2/4/7)
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業について通知 (各私立学校) (R2/4/7)
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に関連しての幼稚園の対応について通知 (各私立幼稚園) (R2/4/7)
- ・ 新型コロナウイルス感染症発生時における県庁業務継続のための対応等について通知 (R2/4/7)
- ・ 公務研修所での研修を中止。ただし、新任職員研修は、5月中旬に各所属で実施 (R2/4/9)
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長について通知 (各私立学校) (R2/4/13)
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長に関連しての幼稚園の対応について通知 (各私立幼稚園) (R2/4/13)
- ・ 感染が疑われる職員に自宅待機を命じた場合の職務専念義務の特例について通知 (R2/4/14)
- ・ 正しい手洗いの方法に関するリーフレットを各階給湯室及びトイレに掲示 (R2/4/15)
- ・ 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる職員が発生した場合の消毒について通知 (R2/4/17)
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた WEB 会議の実施について通知 (R2/4/17)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染リスク低減に向けた勤務時間等の柔軟な運用について通知 (R2/4/20)
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大状況における県庁業務継続について管理者メルマガで周知 (R2/4/20)
- ・ 県庁見学の受入停止 (R2/4/20~9/1)
- ・ 県政広報展示室 (県庁 18 階) の一部利用を再開し、アルコール消毒液設置、注意喚起掲示 (R2/6/1~)
- ・ 特別定額給付金事業の実施について、市町村宛て周知 (R2/4/20)
- ・ 特別定額給付金事業の円滑な実施に向けて、市町村課内に「特別定額給付金支援チーム」を設置 (R2/4/20)
- ・ 特別定額給付金事業に係るホームページを立上げ (R2/4/23)
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた在宅勤務の実施について通知 (R2/4/28)
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたサテライトオフィス勤務の実施について通知 (R2/4/28)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長等について通知（各私立学校）（R2/4/30）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長等に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（R2/4/30）
- ・県税の猶予制度の特例について周知（R2/5/1）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に対する寄附金の受付開始（R2/5/1～）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長等について通知（各私立学校）（R2/5/7）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業の延長等に関連しての幼稚園の対応について通知（各私立幼稚園）（R2/5/7）
- ・令和2年度当初予算の執行の見直しについて通知（R2/5/8）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村長会議（WEB会議）（R2/5/26, R3/3/21, 4/2, 4/27, 5/8, 8/18, 8/25, 9/9, R4/1/30）
- ・金融機関窓口以外での県税の納付について周知（R2/5/11）
- ・学校再開に向けた対応等について通知（各私立学校）（R2/5/18）【以後、私立学校あて文書については随時通知等を実施】
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）周知（各私立学校長及び各私立学校設置者）（R2/5/21）【以後、Q&Aが更新された都度周知】
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～について周知（各私立学校長及び各私立学校設置者）（R2/5/25）【以後、マニュアル改訂の都度周知】
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について周知（各私立学校長及び各私立学校設置者）（R2/5/26）
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について周知（各私立学校設置者及び各私立学校長）（R2/5/28）
- ・自動車税種別割の徴収猶予特例の申請期限の周知（R2/6/5）
- ・学校における消毒の方法等について周知（各私立学校設置者及び各私立学校長）（R2/6/5）
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて周知（各私立学校設置者及び各私立学校長）（R2/6/8）
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について周知（各私立学校設置者及び各私立学校長）（R2/6/24）
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインの策定（R2/6/30）
- ・新型コロナウイルス感染症対策として県有施設を利用制限する場合における使用料減免措置について各部長宛て通知（R2/7/1, R3/2/26）
- ・文部科学大臣からのメッセージ～新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて（令和2年8月25日）周知（各私立学校設置者及び各私立学校長）（R2/8/26）
- ・運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について周知（各私立学校設置者及び各私立学校長）（R2/9/7）
- ・新型コロナウイルス感染症対応に係る手数料免除（病院・診療所の開設、構造設備（病床等）の使用許可、衛生検査所（PCR検査所等）の登録等）に関する手数料条例施行規則の一部改正（R2/9/23公布）
- ・県税の猶予制度ホームページへのQRコードを滞納整理強化月間ポスターに掲載（R2/11/1）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の感染拡大防止について周知（各私立学校設置者及び各私立学校長）（R2/11/2, 11/16, R3/1/7）

- ・ 年末年始の新型コロナウイルス感染症への対応について各所属長宛て通知 (R2/12/16)
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応の周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/1/8, 1/15)
- ・ 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/1/12)
- ・ 県税の徴収猶予特例の終了に伴う現行の徴収猶予制度について周知 (R3/2/2)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/2/4, 2/16, 3/4, 3/11, 3/22, 4/5, 4/14, 4/22, 4/26, 5/25, 6/15, 7/12, 8/2, 8/6, 8/18, 8/26, 9/10, 9/29)
- ・ 年度末に向けて行われる行事等の留意事項等について周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/2/8, 3/24)
- ・ 感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学修指導について周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/2/22)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/2/22)
- ・ 県税の徴収猶予特例の終了に伴う現行の徴収猶予制度についてリーフレット作成・掲示 (R3/2/22)
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/3/22)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言に係る部活動の対応について周知 (各私立学校長) (R3/3/23)
- ・ 新型コロナウイルス感染症発生に伴う県庁業務継続のための対応等について通知 (R3/4/5)
- ・ 本県における新型コロナウイルス感染症対策について周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/4/5, 4/28, 5/31, 6/11, 7/7, 8/12, 8/18, 8/26, 9/10, 9/29, 10/26, 11/24, R4/1/14)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」に伴う対応について周知 (各私立学校長) (R3/4/7)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止について周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/4/7)
- ・ 令和3年度当初予算の執行について通知 (R3/4/20)
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について周知 (各私立幼稚園長) (R3/4/23)
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/4/27, 5/11, 5/24, 6/1, 6/14, 6/21, 7/12)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」の延長に伴う対応について周知 (各私立学校長) (R3/4/27)
- ・ モニタリング検査の実施に係る協力について周知 (各私立専修・各種学校長) (R3/5/7)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生等に伴う私立学校法等における期限の定めのある規定の取扱いについて周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/5/7)
- ・ 新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/5/19)
- ・ 都道府県知事所轄学校法人が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種の申請手順等について周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/6/10)
- ・ 抗原簡易キット配布希望の調査 (高等学校長, 特別支援学校長, 専修学校長及び外国人学校長) (R3/6/18)
- ・ 職員が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等の職務専念義務の免除につ

いて通知 (R3/6/21)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3. 6. 28)
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための健康観察アプリについて周知 (各私立学校長) (R3/7/9)
- ・本県における新型コロナウイルス感染症対策について周知 (教育庁関係) (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/7/9)
- ・小学校、中学校及び高等学校における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について周知 (各私立学校長) (R3/7/12)
- ・新型コロナウイルス感染症に係るリバウンド防止徹底期間の延長に伴う部活動の対応について周知 (各私立学校長) (R3/7/13)
- ・緊急事態措置区域として東京都が追加されたこと等を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について周知 (各私立専修・各種学校) (R3/7/15)
- ・夏休み期間中における新型コロナウイルス感染症対策に関する留意事項について周知 (各私立学校) (R3/7/20)
- ・新型コロナウイルス感染予防接種証明書について周知 (各私立学校) (R3/7/21)
- ・在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について周知 (各私立専修・各種学校) (R3/7/30, 12/1)
- ・出勤者数の削減 (テレワーク等の徹底) について周知 (各私立専修・各種学校) (R3/8/2)
- ・モニタリング検査の実施に係る協力について周知 (各私立高等学校長及び特別支援学校長) (R3/8/17)
- ・「新型コロナウイルス感染症まん延防等重点措置」の実施に伴う部活動の対応について周知 (各私立中学校長, 高等学校長及び特別支援学校長) (R3/8/19)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について周知 (各私立幼稚園長) (R3/8/20)
- ・小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について周知 (各私立学校設置者及び各私立学校長) (R3/8/20)
- ・緊急事態宣言の発令に伴う教育活動等の機会の確保について周知 (各私立小学校長, 中学校長, 高等学校長, 特別支援学校長, 専修学校長及び各種学校長) (R3/8/26)
- ・緊急事態宣言の発令に伴う学校の感染予防対策について (各私立小学校長, 中学校長, 高等学校長及び特別支援学校長) (R3/8/26)
- ・緊急事態宣言の発令に伴う部活動の対応について周知 (各私立中学校長, 高等学校長及び特別支援学校長) (R3/8/26)
- ・抗原簡易キットの配布について周知 (各私立幼稚園長, 各私立小学校長, 中学校長, 特別支援学校長及び外国人学校長) (R3/8/27)
- ・学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて周知 (各私立学校長) (R3/8/30)
- ・東北大学ワクチン接種センターにおける若い世代向け接種枠の設定について周知 (各私立高等学校長, 特別支援学校長, 専修学校長及び各種学校長) (R3/9/2)
- ・抗原簡易キットの追加配布について周知 (各私立学校長) (R3/9/6)
- ・まん延防止等重点措置への移行に伴う教育活動等への対応について (各私立小学校長, 中学校長, 高等学校長, 特別支援学校長, 専修学校長及び各種学校長) (R3/9/10)
- ・まん延防止等重点措置の実施に伴う学校の感染予防対策について (各私立小学校長, 中学校長, 高等学校長及び特別支援学校長) (R3/9/10)
- ・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施に伴う部活動の対応について各私立中学校長, 高等学校長及び特別支援学校長) (R3/9/10)
- ・新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて (各

私立小学校長，中学校長，高等学校長及び特別支援学校長）（R3/9/13）

- ・地方公共団体における受験生に配慮したワクチン接種の取組事例について（各私立高等学校長及び特別支援学校長）（R3/9/17）
- ・新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について（各私立学校長）（R3/9/21）
- ・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に伴う部活動の対応について（各私立中学校長，高等学校長及び特別支援学校長）（R3/9/29）
- ・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に伴う学校の感染予防対策について（各私立小学校長，中学校長，高等学校長及び特別支援学校長）（R3/9/29）
- ・まん延防止等重点措置の解除に伴う教育活動等への対応について（各私立小学校長，中学校長，高等学校長及び特別支援学校長）（R3/9/29）
- ・「東北大学ワクチン接種センター」の周知・活用について（各私立学校長）（R3/9/30）
- ・「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」に係る小学校等の保護者に向けた再度の周知について（各私立幼稚園長及び小学校長）（R3/9/30）
- ・令和3年度後期の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（各私立専修学校長及び各種学校長）（R3/10/1）
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & Aの一部更新（10月1日時点）について（各私立小学校長，中学校長，高等学校長及び特別支援学校長）（R3/10/4）
- ・「東北大学ワクチン接種センター」の新規予約受付終了について（各私立学校長）（R3/10/4）
- ・現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて（各私立高等学校長及び特別支援学校長）（R3/10/5）
- ・小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（各私立小学校長，中学校長，高等学校長及び特別支援学校長）（R3/10/5）
- ・令和3年度までに高等学校及び特別支援学校高等部に入学した生徒に係る指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて（各私立高等学校長及び特別支援学校長）（R3/10/8）
- ・新型コロナウイルス感染症のリバウンド防止徹底期間の終了に伴う部活動の対応について（各私立中学校長，高等学校長及び特別支援学校長）（R3/10/26）
- ・新型コロナウイルス感染症リバウンド防止徹底期間の終了に伴う学校の感染予防対策について（各私立小学校長，中学校長，高等学校長及び特別支援学校長）（R3/10/26）
- ・新型コロナウイルス感染症のリバウンド防止徹底期間の終了に伴う学習活動等への対応について（各私立小学校長，中学校長，高等学校長及び特別支援学校長）（R3/10/26）
- ・県立学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について（各私立学校長）（R3/11/2）
- ・新たな「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の決定について（各私立学校設置者及び各私立学校長）（R3/11/22）
- ・オミクロン株に対する水際措置の強化について（各私立学校設置者及び各私立学校長）（R3/12/2）
- ・新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査無料化事業について（各私立学校設置者及び各私立学校長）（R3/12/21）
- ・新型コロナウイルスの懸念される変異株，オミクロン株に対応した学校における感染症対策に係る留意事項について（各私立学校設置者及び各私立学校長）（R4/1/11）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について（各私立学校設置者及び各私立学校長）（R4/1/11）
- ・学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について（各私立学校設置者及び各私立学校長）（R4/1/13）

- ・新型コロナウイルス感染症「地域の感染レベル」の変更に伴う学校の感染予防対策について（各私立小学校長，中学校長，高等学校長及び特別支援学校長）（R4/1/17）
- ・新型コロナウイルス感染症「地域の感染レベル」の変更に伴う部活動の対応について（各私立中学校長，高等学校長及び特別支援学校長）（R4/1/17）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（各私立学校設置者及び各私立学校長）（R4/1/18）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策等について（各私立高等学校長）（R4/1/28）
- ・新型コロナウイルス感染症防止対策窓口について（各私立幼稚園長，小学校長，中学校長，高等学校長及び特別支援学校長）（R4/1/28）
- ・本県における新型コロナウイルス感染症対策について（各私立学校長）（R4/1/31）※1/30 本部会議を受けての部活動の自粛要請等

<復興・危機管理部>（※令和3年度から）

- ・地方対策本部，消防本部（局），市町村危機管理部門への周知（随時）
- ・県民向けに「まん延防止等重点措置」の内容を周知する新聞広告（R3/4/17，5/1，7/21，8/28）
- ・県民向けに「まん延防止等重点措置」の内容を周知する街頭呼びかけ（R3/4/13～5/2）
- ・県民向けに「リバウンド防止徹底期間」の内容を周知する街頭呼びかけ（R3/5/13，5/15～5/19，5/25，6/4，7/29）
- ・県民向けにリバウンド防止を啓発する動画の放映（R3/7/10～9/5）
- ・特措法第45条第3項に基づく飲食店への時短命令等（R3/9/8）
- ・特措法第31条の6第3項に基づく飲食店への時短命令等（R/9/25）
- ・特措法第79条に基づく裁判所への過料通知（R3/9/30）
- ・特措法第80条に基づく裁判所への過料通知（R3/10/22）
- ・県民向けに「緊急特別要請」の内容を周知する新聞広告（R4/2/5）

<企画部>（※令和2年度までは震災復興・企画部の対応実績）

- ・関係機関（スポーツ関係団体，県内交通事業者等）への周知（随時）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村長会議（WEB会議）（R2/4/10，4/22）
- ・外出自粛要請前後における人口変動の分析（R2/4/21～8/31）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画策定に係る市町村支援（R2/5/1～）
- ・店舗等における感染拡大防止の取組を支援するアプリの提供（R2/5/25～）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による移動自粛等で経営に大きな影響が生じている交通事業者等へ交付する「定時定路線・生活維持支援金」の申請受付実施（①R2/8/7～9/11，R3/7/21～8/31 乗合バス事業者・タクシー事業者・自動車運転代行業者，②R2/10/21，R3/3/19 阿武隈急行株式会社，③R3/4/5～4/30 貸切バス事業者，④R3/9/27 阿武隈急行株式会社，⑤R3/10/15～12/17 タクシー事業者（1人1車制個人タクシーは除く）・貸切バス事業者）
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の制定及び同基金の造成（R2/10/29）

<環境生活部>

- ・関係機関（宿泊事業者，感染性廃棄物取扱事業者，県内水道事業者等）への周知（随時）
- ・県ホームページで新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法について注意喚起（R2/3/2）
- ・県ホームページで国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制について注意喚起（R2/3/11）
- ・県ホームページで「新型コロナウイルスの感染拡大に係るNPO法人の運営等について」の情報を掲載（R2/4/13）
- ・インターネットカフェ等への休業要請に伴う代替施設としての宿泊施設の提供を事業者や関

- 係団体に協力要請及び県ホームページで募集 (R2/4/21~5/1), 県ホームページで協力宿泊施設一覧を掲載し紹介 (R2/4/22~5/6)
- ・県ホームページで特別定額給付金に関連した特殊詐欺等について注意喚起 (R2/4/23, 6/10)
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言の期間延長に伴う意見交換会 (R2/5/8)
 - ・県ホームページで「新しい生活様式」に基づく消費行動について注意喚起 (R2/5/15)
 - ・県ホームページで国民生活安定緊急措置法に基づくアルコール消毒製品の転売規制について注意喚起 (R2/5/25)
 - ・ライブハウス関係者との意見交換会 (R2/6/10)
 - ・活動の自粛を余儀なくされた文化芸術活動の再開・継続を支援する「みやぎ文化芸術応援事業 (トモシビ・プロジェクト)」の実施 (R2/7/8~8/7)
 - ・知事によるライブハウス対応状況確認 (R2/7/9)
 - ・県フェイスブックで新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法について注意喚起 (R2/7/16)
 - ・飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組に関連し、建築物衛生法や食品衛生法による立入等を実施 (R2/7/31~)
 - ・「感染防止対策実施中ポスター」(飲食店用)のWeb配信開始 (R2/8/3)
 - ・活動の自粛を余儀なくされた県内のNPO等を支援する「NPO等における専門家相談支援事業助成金」の受付開始 (R2/8/4~R3/2/12)
 - ・「感染防止対策実施中ポスター」の対象業種拡大(一般小売店, サービス業等を追加) (R2/8/17)
 - ・県ホームページで国民生活安定緊急措置法に基づくマスク及びアルコール消毒製品の転売規制解除について周知 (R2/8/25)
 - ・「感染防止対策実施中ポスター」の対象拡大(イベント向けを追加) (R2/8/31)
 - ・県ホームページ, フェイスブックで持続化給付金の不正受給の勧誘について注意喚起 (R2/10/2)
 - ・県ホームページ, フェイスブックで特別定額給付金に関する偽メールについて注意喚起 (R2/10/16)
 - ・カラオケ施設でのクラスター発生を受け、業界団体に対して改めて新型コロナウイルス感染症対策の徹底について依頼 (R2/11/9)
 - ・音楽コンサートや演劇公演の有料配信を行う活動を支援する「芸術銀河・動画配信スタートアップ支援事業 (トモシビ+ (プラス))」の実施 (R3/1/4~1/18)
 - ・営業時間短縮の協力要請の延長にかかる意見交換会 (R3/1/13)
 - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び営業時間短縮の協力要請等にかかる街頭呼びかけ (R3/1/15, 1/29, 3/8, 4/2, 5/13)
 - ・県消費生活センターで電子申請による消費生活相談の受付を開始 (R3/1/18)
 - ・県ホームページ, フェイスブックで新型コロナウイルスのワクチン接種を口実にした消費者トラブルについて注意喚起 (R3/2/10, 6/18)
 - ・県ホームページでコロナ禍における消費者被害防止キャンペーンについての情報を掲載 (R3/2/24)
 - ・中心市街地飲食店従業員PCR検査の実施 (R3/3/25~4/23)
 - ・まん延防止等重点措置等の適用に伴う関係団体への働きかけ (R3/4/3~)
 - ・まん延防止等重点措置等の適用に伴う仙台市内飲食店実態調査等 (R3/4/5~6/13)
 - ・特措法第31条の6第3項に基づく飲食店への時短命令等 (R3/5/7)
 - ・特措法第80条第1項に基づく裁判所への過料通知 (R3/5/14)
 - ・みやぎ飲食店コロナ対策認証制度の新設 (R3/5/21)
 - ・「キッチンカー応援マルシェ! in 県庁」の実施 (R3/6/23~6/25)
 - ・活動の自粛を余儀なくされた文化芸術活動の再開・継続を支援する「みやぎ文化芸術応援事業 (トモシビ・プロジェクト)」の実施 (R3/7/1~7/31)

- ・みやぎの女性つながりサポート型支援事業の実施 (R3/7/21~R4/2/28)
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた飲食店関係団体等との意見交換会 (R3/7/20)
- ・営業時間短縮要請に伴う仙台市内飲食店実態調査 (R3/7/21~8/19)
- ・仙台駅及び仙台国際空港の認証店の一斉再点検 (R3/8/6, R3/8/10~8/11)
- ・まん延防止等重点措置等の適用に伴う仙台市内飲食店実態調査等 (R3/8/20~R3/8/26)
- ・緊急事態宣言発令に伴う仙台市内飲食店実態調査等 (R3/8/27~R3/9/12)
- ・まん延防止等重点措置等の適用に伴う仙台市内飲食店実態調査等 (R3/9/13~R3/9/30)
- ・みやぎ飲食店コロナ対策認証制度の対象範囲の拡充 (R3/10/1)
- ・みやぎ飲食店コロナ対策認証制度に係る利用者からの情報提供体制構築 (R3/10/15~)
- ・文化芸術活動の再開・継続を支援する「芸術銀河・文化芸術活動再開支援事業」の実施 (R3/11/5~R4/2/25)
- ・みやぎ飲食店コロナ対策認証制度の認証店に対する基準遵守状況の一斉再点検 (R3/11/8~R4/1/31)

<保健福祉部>

- ・関係機関（市町村，保健福祉事務所・保健所，社会福祉施設等）への周知（随時）
- ・仙台市（保健所設置）及び県医師会との連携
- ・保健所の感染対策体制の確認 (R2/1/31)
- ・新型コロナウイルス感染症に関するメディア向けセミナーの開催 (R2/2/3, 2/12)
- ・診療体制確保のため，県・市町村の備蓄マスクについて県医師会を通じた一般診療所等への配付を決定 (R2/2/12)。順次配布 (R2/2/12~)
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童クラブの対応について」発出 (R2/2/28)
- ・県内初の感染者の確認を受け，福祉施設等における感染対策の徹底について，改めて周知 (R2/2/29)
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について通知 (R2/3/2, 4/7, 4/13)
- ・社会福祉施設等への衛生用品（マスク・消毒液）の配布（随時）
- ・緊急小口資金等の特例貸付の実施について関係機関へ周知 (R2/3/10)
- ・生活福祉資金（緊急小口資金等特例貸付）について，宮城県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会を窓口として，申請の受付を開始 (R2/3/25) 労働金庫を取次窓口に追加 (R2/4/30) 郵便局（一部）を受付窓口に追加 (R2/5/28) 労働金庫，郵便局での受付が終了 (R2/9/30)
- ・傷病手当金（国民健康保険，後期高齢者医療）の財政支援等の市町村等への周知 (R2/3/10)
- ・LINE 公式アカウント「宮城県-新型コロナ対策パーソナルサポート」開始 (R2/3/30)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援等の市町村等への周知 (R2/4/8, 5/7)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援について各市町村へ周知 (R2/4/9, 5/12)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する北海道東北地方知事会構成道県と厚生労働省の意見交換会 (R2/4/14)
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた学校の臨時休業に関連しての放課後児童クラブの対応について」発出 (R2/4/13)
- ・「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」発出 (R2/4/11, 4/13)
- ・住居確保給付金に係る支給対象が拡大されたことによる申請の受付が，生活困窮自立相談窓口で開始 (R2/4/20)
- ・保育所・放課後児童クラブ等の対応について，利用自粛の協力等を求める知事メッセージ公表 (R2/4/21)

- ・「緊急事態宣言後の放課後児童クラブの対応について」発出 (R2/4/21)
- ・「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」発出 (R2/4/21)
- ・トヨタ自動車東日本株式会社から支援車両の無償借受 (R2/4/24, 5/1, 5/22)
- ・東北大学と富士通株式会社が共同開発した健康観察システム「新型コロナウイルス感染症対策支援チャットサービス」の利用開始 (R2/4/24)
- ・保健福祉部長・保健福祉事務所長等 WEB 会議の開催 (R2/4/30)
- ・「緊急事態宣言の期間延長に伴う保育所・放課後児童クラブの対応について」発出 (R2/5/7)
- ・国民健康保険税を含む地方税について緊急経済対策における税制上の措置（徴収猶予の特例制度等）に関して市町村等に周知 (R2/5/8)
- ・助産師による妊産婦電話相談窓口の開設 (R2/7/1～)
- ・「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」発出 (R2/7/15)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る医療機関，高齢者福祉事業所，障害福祉施設等への慰労金・支援金の申請受付開始 (R2/7/22)
- ・介護事業所を対象とした感染症対策に関する研修会の開催 (R2/7/30～各圏域で実施)
- ・障害福祉施設の新型コロナウイルス感染症対策相談窓口の設置 (R2/8/19～)
- ・傷病手当金（国民健康保険，後期高齢者医療）の支給に対する財政支援の適用期間の延長 (R2/12/31 まで) について市町村へ周知 (R2/8/19)
- ・「放課後児童クラブにおける新型コロナウイルスへの対応について」発出 (R2/10/16)
- ・保育施設等の新型コロナウイルス感染症対策相談窓口の設置 (R2/11/4～)
- ・新型コロナウイルス感染予防の徹底について，高齢者福祉施設・介護保険事業所管理者へ周知 (R2/11/20)
- ・高齢者施設等への重点的な検査の徹底について，各介護・高齢者サービス事業所等管理者へ周知 (R2/11/20)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底について，障害福祉サービス事業所等運営法人へ周知 (R2/11/20)
- ・傷病手当金（国民健康保険，後期高齢者医療）の支給に対する財政支援の適用期間の延長 (R3/3/31 まで) について市町村へ周知 (R2/11/18)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて市町村へ通知 (R2/12/2)
- ・高齢者施設等への重点的な検査の徹底に関する関係団体の相談窓口について，障害福祉サービス事業所等運営法人へ周知 (R2/12/7)
- ・退院患者の介護施設における適切な受入等について，高齢者福祉施設・介護保険事業所管理者へ周知 (R3/1/5)
- ・診療・検査医療機関感染者等発生時経営支援補助金の受付開始 (R3/1/8)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る退院基準及び退院後の円滑な受け入れについて，障害福祉サービス事業所等運営法人へ周知 (R3/1/13)
- ・仙台市内を含む県内自宅療養者等への「パルスオキシメーター」の配布を開始 (R3/1/15)
- ・「放課後児童クラブにおける新型コロナウイルスへの対応について」発出 (R3/1/28)
- ・仙台市内を除く県内自宅療養者等への「生活支援品」の配布を開始 (R3/1/30)
- ※仙台市内は仙台市が配布
- ・高齢者施設職員を対象としたPCR検査等について，各高齢者施設管理者へ周知 (R3/2/19)
- ・傷病手当金（国民健康保険，後期高齢者医療）の支給に対する財政支援の適用期間の延長 (R3/6/30 まで) について市町村へ周知 (R3/2/24)
- ・介護保険事業所等における感染症対策の再徹底とクラスター発生防止の注意喚起について，各市町村，各介護保険事業所及び各老人福祉施設管理者あて周知 (R3/3/11, 3/12)
- ・各市町村，各児童福祉施設あて感染症への対応等について発出 (R3/3/24)
- ・各市町村，保育所等あて感染症対策の再徹底について発出 (R3/4/6, 9)

- ・施設において新型コロナウイルス感染症陽性患者が発生した場合の対処方法について、高齢者施設及び障害福祉サービス事業所等運営法人へ5者連名（知事，仙台市長，県医師会長，東北大学病院長，仙台市医師会長）で周知（R3/4/7），要請期間を5/11まで延長（4/27），要請区域を県内全域に拡大及び要請期間を7月末日まで延長（5/11），要請期間を8月末日まで延長（7/20），要請期間を10月末日まで延長（8/24），要請期間の期限を定めず，継続的な運用（10/29），同内容について改めて周知（R4/2/4）
- ・新型コロナウイルス感染症陽性患者の入院受入体制の更なる拡充等について，県内各病院長あて要請（R3/4/7），要請期間を5/11まで延長（4/27），要請区域を県内全域に拡大及び要請期間を7月末日まで延長（5/11），要請期間を8月末日まで延長（7/20），要請期間を10月末日まで延長（8/24）
- ・新型コロナウイルス感染症回復患者に関する転院について，県内入院受入医療機関及び後方医療機関の管理者あて要請（R3/4/9）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援等の市町村等への周知（R3/3/15, 16）
- ・傷病手当金（国民健康保険，後期高齢者医療）の支給に対する財政支援の適用期間の延長（R3/9/30まで）について市町村へ通知（R3/5/20）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援等の市町村等への周知（R3/6/2, 3）
- ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について，支援対象者へ通知（R3/6/29）
- ・本県における新型コロナウイルス感染症対策について，障害福祉サービス事業所等運営法人へ周知（R3/4/5），リバウンド防止対策の要請内容の周知（6/10），リバウンド防止徹底期間を8/31まで延長（7/7），まん延防止等重点措置適用に伴う県の要請内容の周知（8/18），緊急事態措置区域への追加に伴う県の要請内容の周知（8/26），まん延防止等重点措置適用に伴う県の要請内容等の周知（9/10），リバウンド防止徹底期間における県の要請内容の周知（9/29）・再周知（10/22），11月1日以降の主な要請内容の周知（10/26），R4.1月14日以降の主な要請内容の周知（R4/1/14），感染急拡大への対処と事業継続に向けた取組について周知（1/28），2月1日以降の主な要請内容の周知（2/1），3月1日以降の主な要請内容の周知（2/28）
- ・社会機能を維持するために必要な事業に従事する者について，障害福祉サービス事業所等運営法人へ周知（R4/1/18）
- ・傷病手当金（国民健康保険，後期高齢者医療）の支給に対する財政支援の適用期間の延長（R3/12/31まで）について市町村へ通知（R3/8/5）
- ・精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について各精神科病院及び宮城県精神神経科診療所協会へ通知（R3/8/25）
- ・「保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について」発出（R3/9/3）
- ・厚労省の抗原簡易キット配布事業を活用し，配布を希望する保育所・放課後児童クラブへの抗原簡易キット配布（R3/11/2, 12/6）
- ・傷病手当金（国民健康保険，後期高齢者医療）の支給に対する財政支援の適用期間の延長（R4/3/31まで）について市町村へ通知（R3/11/24）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の拡充について市町村等へ周知（R3/12/1）
- ・保育施設等に対して「新型コロナウイルスの感染防止と事業継続に向けた取組について」発出（R4/1/28）
- ・保育施設等に対して「新型コロナウイルス急拡大時における教育・保育に関する対応について」発出（R4/2/10）
- ・新型コロナウイルス感染症医療調整本部における入院調整について障害福祉サービス事業所等運営法人へ通知（R4/2/14）

- ・ 傷病手当金（国民健康保険、後期高齢者医療）の支給に対する財政支援の適用期間の延長（R4/6/30 まで）について市町村へ通知（R4/2/15）

<経済商工観光部>

- ・ 関係機関（みやぎ工業会、商工会連合会、関係企業・団体等）への周知（随時）
- ・ 大連事務所等を通じた情報収集
- ・ 外国人への情報発信、相談体制の整備
- ・ 県大連事務所の職員 2 名の帰国（R2/2/8）
- ・ 中小企業等向け経営相談窓口の設置（R2/2/18）
- ・ 金融機関に対して、中小企業者への柔軟な対応について依頼（R2/2/25）
- ・ 県内経済団体（県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、県経営者協会、県中小企業家同好会）へ新型コロナウイルス感染防止に資する労働環境の整備に係る緊急要請を実施（R2/2/26）
- ・ 県内経済団体等へ、新型コロナウイルス感染症に係る予防・まん延防止風邪症状がある従業員及び小・中学校等の臨時休業により影響を受ける子どもを持つ従業員が休みやすい職場環境の整備やテレワーク、時差通勤の活用等について会員事業者及びその従業員等の関係者に対して周知するよう依頼（R2/2/29）
- ・ 売上げの減少などの影響を受けた中小企業者に対し、県制度融資（「セーフティネット資金（保証 4 号・5 号）」・「災害復旧対策資金」）により、円滑な資金調達を支援（R2/3/2～）
- ・ 県制度融資に係るセーフティネット保証 5 号の対象業種の拡大（152 業種→192 業種）（R2/3/6）
- ・ 県ソウル事務所の職員 1 名の帰国（R2/3/8）
- ・ 県内企業に向け、感染防止のための取組促進を目的に、「新型コロナウイルス対応」のための職場で役立つWEBセミナーを公開（R2/3/13）し、採用活動に関する内容を追加公開（R2/4/6）
- ・ 県制度融資「危機関連対策資金」の取扱いを開始（R2/3/13）
- ・ 県制度融資に係るセーフティネット保証 5 号の対象業種の拡大（192 業種→508 業種）（R2/3/13）
- ・ グループ補助金における高度化スキーム貸付の償還猶予について、柔軟に対応（随時）
- ・ 県制度融資（「セーフティネット資金（保証 4 号・5 号）」及び「危機関連対策資金」）利率の引き下げ（R2/3/18）と保証料の引き下げ（R2/3/23）を開始
- ・ 県制度融資に係るセーフティネット保証 5 号の対象業種の拡大（508 業種→587 業種）（R2/3/23）
- ・ 市町村、県内経済団体（商工会、商工会議所等）、県制度融資取扱金融機関を対象とした「金融・雇用対策説明会」の開催（R2/3/26）
- ・ 県制度融資に係るセーフティネット保証 5 号の対象業種の拡大（587 業種→738 業種）（R2/4/10）
- ・ 県地方振興事務所・地域事務所を対象とした「新型コロナウイルス感染症に関する金融制度説明会」の開催（R2/4/15）
- ・ 駐仙台大韓民国総領事館から、N95 マスク 100 枚、化学防護服 50 着の提供（R2/4/17）
- ・ 友好県省の中国吉林省に対し、大連事務所を通して医療用資材の支援を要請（R2/4/2）し、同省から一般用マスク 3 万枚が到着（R2/4/23）
- ・ 台湾の経済団体「中華民国工商協進会」黄茂雄名誉会長（中華民国東亜経済協会理事長、東元集団会長も務められている）から医療用マスク 1 万枚が到着（R2/5/1）
- ・ 大連市政府から一般用マスク 2 万枚が到着（R2/5/14）
- ・ 県制度融資取扱金融機関、市町村、県内経済団体（商工会、商工会議所等）を対象とした「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策説明会」の開催（R2/4/27～4/28）
- ・ 松島公園内（浪打浜公園）の遊具の利用休止（R2/4/21～5/20）
- ・ 松島公園駐車場の閉鎖による利用休止（R2/4/29～5/6）※松島町町営駐車場の閉鎖と併せて

実施

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に関する市町村担当者会議を開催（R2/4/28）し、市町村の担当窓口等を取りまとめて県ホームページに掲載（5/1）、県内市町村で順次申請受付（5/7～）・支給（5/12～）開始・全市町村受付終了（8/31）
- ・実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いを開始（R2/5/1）
- ・県制度融資に係るセーフティネット保証5号の対象業種を一部例外業種を除く全業種に拡大（R2/5/1～）
- ・県立高等技術専門校及び障害者職業能力開発校を R2/4/10 から 4/14 まで臨時休業（R2/4/6）、同臨時休業期間を 5/6 まで延長（4/14）、同 5/10 まで延長（4/30）、同 5/31 まで延長（5/7）
- ・緊急事態宣言の解除を受け、感染拡大防止を図りながら、県立高等技術専門校は R2/5/18 から再開、障害者職業能力開発校は 5/26 から再開（R2/5/15, 5/26）
- ・全国一律に行われている前期技能検定試験の中止（R2/5/22）
- ・県と東北労働金庫が提携し、中小企業勤労者向け「新型コロナウイルス対応生活応援緊急融資制度」を創設し、東北ろうきん県内各支店で融資受付開始（R2/5/25～）
- ・県内の商店街等の集客回復につながる取組や感染症対策に要する経費を補助する「商店街スタンドアップ支援事業」の受付実施（R2/6/3～10/9）
- ・雇用調整助成金等の上乗せ補助となる「宮城県雇用維持交付金」の申請受付（R2/6/17～R3/12/23）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経営がひっ迫している事業者の支援について、市町村の担当者を参集し、検討会議を開催（R2/6/12）。その結果を踏まえ、市町村の事業者支援の取組を総合的に支援するために、「新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金」を立ち上げ（R2/7/27）
- ・実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資上限額を 3 千万円から 4 千万円に引き上げ（R2/6/15～）
- ・中小企業等の販路開拓・感染防止対策等を支援する「中小企業等再起支援事業」の受付実施（R2/6/22～7/8）
- ・「安心な観光地づくり推進事業」による一定基準を満たした宿泊施設へステッカー等を配布し新型コロナウイルス感染症対策の取組が見える化（R2/6/22～）
- ・「観光・宿泊・飲食事業者クラウドファンディング活用促進事業」によるクラウドファンディング支援者募集（R2/6/30～7/30）
- ・「観光宿泊プラン造成支援事業」による宮城県内在住者を対象とした県内で宿泊を伴う旅行をする場合の宿泊費 1 泊最大 5,000 円割引となる「せんだい・みやぎ 絆の宿キャンペーン」を実施（R2/7/7～8/31）
- ・県内の観光客数の回復を図るため各観光団体等が実施する集客回復につながる取組や感染症対策に要する経費を補助する「観光事業者スタンドアップ支援事業」の実施（R2/4/7～2/28）
- ・県内バス事業者が運行するバスを活用した県内日帰りツアーの造成支援として旅行者に対するバス運行費用等を補助する「日帰りバスツアー特別支援事業」の実施（R2/7/9～3/21）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による失業者を雇用した事業者へ交付する「正社員雇用奨励金」の申請受付開始（R2/7/15～）
- ・中小企業等の販路開拓・感染防止対策等を支援する「中小企業等再起支援事業」の追加受付実施（R2/8/3～8/6）
- ・「安心な観光地づくり推進事業」による一定基準を満たした観光施設へステッカー等を配布し新型コロナウイルス感染症対策の取組が見える化（R2/8/3～）
- ・株式会社アスコエパートナーズの協力により「宮城県新型コロナウイルス感染症対策支援ナビ」を公開（R2/8/3～）
- ・高校生の向けの合同企業説明会について、新型コロナウイルス感染症感染防止を目的に、例年の集合形式では開催せず、特設のウェブページを作成（R2/8/4～3/31）

- ・「小規模宿泊事業者支援事業」による東北6県及び新潟県在住者を対象とした県内の小規模な宿泊施設の宿泊商品が1泊最大5,000円割引となる「仙台・宮城すずめのお宿キャンペーン」を実施（R2/9/1～R3/1/31）
- ・企業のテレワーク導入を促進するための「テレワーク導入促進事業」を実施（R2/9/9～）
- ・再就職に向けた若者応援WEBセミナーを開催（R2/9/14～25, 10/14～23）
- ・就職活動に大きな影響が出ている新規大卒生等を対象としたWEB合同企業説明会を開催（R2/10/27～30, 11/4～6）
- ・「みやぎ観光回復戦略」策定（R2/11/2）
- ・「観光宿泊プラン造成支援事業」による東北6県及び新潟県在住者を対象とした県内で宿泊を伴う旅行をする場合の宿泊費1泊最大5,000円割引（8名以上の団体旅行の場合は宿泊費1泊最大5,500円割引）となる「せんだい・みやぎ 絆の宿キャンペーン」第2弾を実施（R2/11/13～R3/1/31）
- ・「せんだい・みやぎ 絆の宿キャンペーン」第2弾における団体需要喚起のための8名以上の団体旅行宿泊費1泊500円割引加算について社会情勢を考慮し当分の間一時停止（R2/11/25～R3/1/31）
- ・県内派遣元事業主に対し、派遣労働者の雇用維持等について要請（R2/11/30）
- ・県内経済団体（県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、県経営者協会、県中小企業家同友会）に対し、新卒者等の採用維持・促進に向けた配慮について要請（R2/12/4）
- ・新たな生活様式への適応やデジタル変革を通じて新たな宿泊需要を創出するためビジネスモデルの転換等に要する施設改修等を補助する「宿泊施設ビジネスモデル転換支援事業」の実施（R2/12/18～）
- ・「仙台・宮城すずめのお宿キャンペーン」及び「せんだい・みやぎ 絆の宿キャンペーン」第2弾について年末年始の国のGoToトラベル事業の停止に合わせ予約・宿泊割引を一時停止（R2/12/28～R3/1/11）
- ・「仙台・宮城すずめのお宿キャンペーン」及び「せんだい・みやぎ 絆の宿キャンペーン」第2弾について国のGoToトラベル事業の停止延長に合わせ予約・宿泊割引を一時停止措置等継続（R3/1/12～R3/1/31）
- ・宿泊施設を中心とする観光施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「観光安心通信」を月2回発行（R3/1/15～）
- ・仙台市内の一部地域に対する営業時間短縮の協力要請（R2/12/28～R3/1/12）に伴い、1店舗あたり60万円の協力金の支給を決定（R2/12/23）。R3/1/12から仙台市で申請受付開始。
- ・仙台市内の一部地域に対する営業時間短縮の協力要請の延長（R3/1/12～R3/1/27）に伴い、1店舗あたり60万円の協力金の追加支給を決定（R3/1/9）。R3/1/27から仙台市で申請受付開始。
- ・仙台市全域へ区域を拡大した営業時間短縮の協力要請の再延長（R3/1/27～R3/2/8）に伴い、1店舗あたり48万円の協力金の支給を決定（R3/1/23）。R3/2/8から仙台市で申請受付開始。
- ・県内派遣元事業主に対し、派遣労働者の雇用維持等について要請（R3/1/22）
- ・実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資上限額を4千万円から6千万円に引き上げ（R3/2/1～）
- ・実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」の借換制限を緩和。（R3/2/22～）
- ・営業時間短縮要請やGoToキャンペーンの一時停止等により、厳しい状況に置かれている事業を支援するため、「新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村事業補助金」再度実施（R3/3/5）
- ・県内経済団体（県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、県経営者協会、県中小企業家同友会）に対し、雇用維持等に対する配慮について要請（R3/3/15）

- ・新型コロナウイルス感染症収束後を見据えて市町村と連携して地域資源を活かしたコンテンツ整備に取り組むまちづくり会社等を支援する「まちなか活性化パートナー支援事業」の企画提案募集実施（R3/3/29～5/21）
- ・実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いを終了（R3/3/31）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者を対象とした「新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金」「事業再生計画実施支援資金（感染症対応枠）」の取扱いを開始（R3/4/1～）
- ・仙台市内全域に対する営業時間短縮への協力再要請（R3/3/25～R3/4/12）に伴い、1店舗あたり72万円の協力金の支給を決定（R3/3/21）。まん延防止措置の適用に伴い、R3/4/4までに期間が短縮され、支給金額が44万円に減額（R3/4/3）。R3/4/12から仙台市で申請受付開始
- ・仙台市内全域に対するまん延防止等重点措置による営業時間短縮の協力要請（R3/4/5～R3/5/6）に伴い、1店舗1日当たり4～20万円の協力金の支給を決定（R3/4/3）
- ・仙台市以外の市町村に対する営業時間短縮の協力要請（R3/4/5～R3/5/6）に伴い、1店舗1日当たり4万円の協力金の支給を決定（R3/4/3）
- ・県内市町村に対し、R3/4/5～R3/5/6の営業時間短縮の協力要請に係る協力金の支給事務についての担当者会議を開催（R3/4/6）
- ・県内経済団体（県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、県経営者協会、県中小企業家同友会）に対し、出勤回避7割を目指したテレワーク推進について要請（R3/4/14）
- ・仙台市内全域に対するまん延防止等重点措置の延長に伴う営業時間短縮の協力要請の延長（R3/5/6～R3/5/12）に伴い、1店舗1日当たり3～20万円の協力金の支給を決定（R3/4/27）
- ・仙台市以外の市町村に対する営業時間短縮の協力要請の延長（R3/5/6～R3/5/12）に伴い、1店舗1日当たり2万円の協力金の支給を決定（R3/4/27）
- ・仙台市内全域に対するリバウンド防止徹底期間における営業時間短縮の協力要請（R3/5/12～R3/5/31）に伴い、1店舗1日当たり2.5～20万円の協力金の支給を決定（R3/5/8）
→協力金の支給単価について、仙台市で独自の上乗せをし、1店舗1日当たり3～20万円の水準を維持することを決定（R3/5/8）
- ・県内の商店街等の新型コロナウイルス感染症収束後も見据えた持続発展的な取組等に要する経費を補助する「商店街グロースアップ支援事業」の受付実施（R3/5/20～6/11）
- ・みやぎ飲食店コロナ対策認証取得促進策（飲食店感染予防環境整備支援事業、「認証店おうえん食事券」の発行）について公表（R3/5/27）
- ・仙台市青葉区全域に対する営業時間短縮の協力要請（R3/6/1～R3/6/14）に伴い、1店舗1日当たり2.5～20万円の協力金の支給を決定（R3/5/28）
- ・県内経済団体（県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、県経営者協会、県中小企業家同友会）に対し、新型コロナウイルスワクチン接種促進のための労働環境整備について要請（R3/6/8・R3/6/10）
- ・宮城県民を限定とし、10月から利用可能な宿泊前売券を販売する、「みやぎ宿泊割キャンペーン『買って応援！宿泊前売券プラン』」の販売を開始（R3/6/15）
- ・旅行者が安心して旅行を楽しめる環境の整備を図り、宿泊需要の回復や創出に繋がるよう事業継続を支援するため、宿泊事業者が実施する感染症対策や接触機会の減少に繋がる前向きな投資に要する経費を補助する「宿泊施設感染防止対策等支援事業」の実施（R3/6/28）
- ・みやぎ飲食店コロナ対策認証制度の認証取得に要する経費を補助する「飲食店感染予防環境整備支援事業」の受付開始（R3/7/1）
- ・中小企業等の販路開拓・感染防止対策等を支援する「中小企業等再起支援事業」受付を開始（R3/7/15～8/4）
- ・飲食店の営業時間短縮及び外出・移動自粛の影響を受けた事業者を対象とした「宮城県時短要請等関連事業者支援金」の受付を開始（R3/7/21～11/30）

- ・「みやぎ宿泊割キャンペーン『買って応援！宿泊前売券プラン』」の前売券販売期限について 7月31日から8月31日までの延長を発表（R3/7/26）
- ・県内経済団体（県商工会連合会，県中小企業団体中央会，県商工会議所連合会，県経営者協会，県中小企業家同友会）に対し，出勤回避7割を目指したテレワーク推進やワクチン接種促進のための労働環境整備等について要請（R3/9/1）
- ・「認証店おうえん食事券」（農林水産省委託事業）の販売・利用を開始（R3/10/15）
- ・宮城県民を限定とし，県内の宿泊施設を利用する際，1泊最大5,000の割引に加え，最大2,000円分のクーポン券が付く「みやぎ宿泊割キャンペーン『泊まって応援！宿泊割引&クーポン付きプラン』」の販売を開始（R3/10/15）
- ・宿泊観光施設内での感染症対策の取組を推進することを目的とした観光事業者研修会を開催（R3/12/6～12/14）
- ・「みやぎ宿泊割キャンペーン『泊まって応援！宿泊割引&クーポン付きプラン』」について，販売期間を3月10日宿泊分まで延長するとともに，利用対象範囲を宮城県民限定から秋田県，岩手県，山形県まで拡大（R3/12/13）
- ・「みやぎ宿泊割キャンペーン『泊まって応援！宿泊割引&クーポン付きプラン』」について，秋田県および山形県からの申し出により，1/27から両県在住者の利用を停止（R4/1/26）
- ・高等技術専門校と宮城障害者職業能力開発校の職業訓練指導員全員を対象に「オンライン訓練の設計と運用ポイント」をテーマとした指導技術の向上を図る研修をオンラインで実施（R3/10/4・10/5・10/29・11/29・11/30）

<農政部>

- ・関係機関（JA，農業共済，農業会議，卸売市場，土地改良区等）への周知（随時）
- ・特定家畜伝染病防疫対策衛生資材（防護服・N95マスク等）の提供について保健福祉部と調整（R2/2/7）
- ・食料流通の状況，学校給食停止による影響等を関係団体から情報収集（随時）
- ・県主催イベント開催の中止，延期や縮小の対応。開催する場合も感染予防対策を実施（R2/2/21～随時）
- ・「宮城県産の農畜産物の消費拡大」に係る情報についてホームページへ掲載（R2/3/5）
- ・工事現場等で患者発生時の連絡体制を構築（R2/3/5～）
- ・工事又は業務の一部中止の申出があった場合の連絡体制を構築（R2/3/2～）
- ・食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）について関係機関（JAほか，関係団体等）へ周知（R2/3/18）
- ・農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）について関係機関（JAほか，関係団体等）へ周知（R2/3/18）
- ・畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）について関係機関（JAほか，関係団体等）へ周知（R2/3/18）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業者に対し，「農林業経営サポート資金」（無利子の県制度資金）による運転資金の調達を支援。（R2/4/10～）
- ・新型コロナウイルスの拡大に伴い，農業者の営農活動への影響が懸念されるため，県庁農業振興課，県内7カ所の地方振興事務所及び亙理・美里農業改良普及センターに農業経営相談窓口を設置。（R2/4/3～）
- ・県立農業大学校をR2/4/8から4/14まで臨時休業（R2/4/6），同臨時休業期間を5/6まで延長（4/10），同臨時休業期間を5/10まで再延長（4/30），同臨時休業期間を5/31まで再々延長（5/7），6/1から再開（感染防止対策実施）。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う休業について農業大学校へ通知（R2/4/23）

- ・食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）の改正について関係機関（JAほか、関係団体等）へ周知（R2/5/18）
- ・農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）の改正について関係機関（JAほか、関係団体等）へ周知（R2/5/18）
- ・畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省通知）の改正について関係機関（JAほか、関係団体等）へ周知（R2/5/18）
- ・新型コロナウイルス感染症リバウンド防止対策のうち、出勤者数削減等の要請について関係機関（JAほか、関係団体等）へ周知（R3/5/18）
- ・農業関係団体等へ、令和3年6月30日時点の新型コロナウイルス影響調査を実施（R3/7/29）
- ・まん延防止等重点措置の適用や若年層の感染拡大を考慮し、農業大学校への感染対策再徹底を周知（R3/8/19）
- ・水産林政部、土木部と連名で、河川や海岸等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を市町村あて周知（R3/8/27）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関連して、農政部主催の会議、イベント等の開催方針を部内で共有（R3/9/3）
- ・農業関係団体等に対し、令和3年9月30日時点の新型コロナウイルス影響調査を実施（R3/10/4）
- ・農業関係団体等に対し、令和4年1月15日時点の新型コロナウイルス影響調査を実施（R4/1/31）

<水産林政部>

- ・関係機関（水産業協同組合、森林組合、木材協同組合等）への周知（R2/1/31～随時）
- ・水産物・林産物の流通状況の把握（魚市場、水産加工、小売関係事業者、森林組合、木材協同組合等）（R2/3/2～随時）
- ・他国へ入港する遠洋鯉鮪漁船及び外国人乗組員確保等に関する情報等の把握（R2/3/3～随時）
- ・工事又は業務の一時中止措置等の通知（R2/2/28通知、最大で工事2件、業務10件で一時中止措置。3/23までに全て再開）
- ・工事現場等で患者発生時の対応等を通知（R2/3/6～随時）
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応等を通知（R2/4/9通知、工事1件で一時中止の申出）
- ・外国人技能実習生（水産加工、沿岸漁業）の確保等に関する情報の把握（R2/4/3～随時）
- ・沿岸漁業の収入減少等に伴う融資等の情報把握（R2/4/3～随時）
- ・会議・イベント等の開催方法の検討（随時）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林業者に対し、「農林業経営サポート資金」（無利子の県制度資金）による運転資金の調達を支援（R2/4/10～）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者に対し、「新型コロナウイルスに関する漁業経営相談窓口」を設置（R2/4/21～）するとともに、「漁業経営サポート資金」（無利子の県制度資金）による運転資金の調達を支援（R2/4/27～）
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の一時中止措置について通知（R2/4/23通知、工事1件、業務2件で一時中止または延期措置を実施したが、6/1から全て再開）
- ・宮城県における緊急事態措置について（適切な感染症防止対策について）通知（R2/4/24～随時）
- ・不要不急の外出自粛に向けた漁港内での釣り自粛を周知（R2/4/30～5/19）
- ・水産加工業ワンストップ相談窓口での水産加工・流通業者向け支援策の周知（R2/4/30）
- ・「宮城県産の水産物の消費拡大」に係る情報についてホームページへ掲載（R2/5/1）
- ・水産加工業従業員における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防対策の徹底について周知

(R3/1/28)

- ・宮城県におけるまん延防止等重点措置について(適切な感染症防止対策について)通知 (R3/4/6~随時)
- ・適切な感染症防止対策について(リバウンド防止徹底期間について)通知 (R3/5/11~, R3/5/28~, R3/7/8~, R3/7/20~, R3/8/13~, R3/8/19~随時)
- ・農政部, 土木部と連名で, 河川や海岸等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を市町村あて周知 (R3/8/27)
- ・適切な感染症防止対策について(リバウンド防止徹底期間について)通知 (R3/8/27、9/10~, 9/30~随時)
- ・本県における新型コロナウイルス感染症対策について(リバウンド防止徹底期間終了) (R3/10/28~随時)
- ・本県における新型コロナウイルス感染症対策について (R3/11/25、R4/1/14、1/31~随時)

<土木部>

- ・関係機関(港湾事業者, 空港関連事業者, 建設業等関係団体, 県営住宅管理団体, 都市公園管理団体等)への周知(随時)
- ・工事又は業務の一時中止措置等の通知 (R2/2/28 通知, 最大で 3/12 時点で工事 42 件, 業務 17 件で一時中止措置。3/23 時点で全て再開)
- ・学校の臨時休校に伴う技術者の育児休暇等の取扱いを通知 (R2/3/3 通知)
- ・工事現場等で患者発生時の対応等を通知 (R2/3/6 通知, 4/7 時点報告なし)
- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の一時中止措置について通知 (R2/4/17 通知, 5/15 までに累計, 工事 25 件, 業務 20 件で一時中止措置。6/1 時点で全て再開)
- ・道路情報板による「まん延防止等重点措置実施中」の周知 (R3/4/5~5/11)
(公園関係)
- ・県立都市公園(5公園)の施設を利用休止(屋内施設 R2/4/2~, 屋外施設 4/11~, 遊具 4/20~)
- ・向洋海浜公園の駐車場の閉鎖 (R2/4/24~5/10)
- ・県立都市公園の指定管理者及び公園利用者に対し感染拡大を防止するため, 密集を作らない等, 公園利用の仕方について周知徹底 (R2/4/24)
- ・県立都市公園(加瀬沼, 岩沼海浜緑地, 仙台港多賀城地区緩衝緑地)の屋外施設(野球場, テニスコート等)を一部利用再開 (R2/5/11~)
- ・県立都市公園(5公園)の屋内施設(更衣室, シャワー室, 研修室)及び屋外施設(遊具, 炊事場)を利用再開 (R2/5/18~)
- ・県立都市公園(矢本海浜緑地, 岩沼海浜緑地, 加瀬沼公園)のバーベキュー施設の利用休止 (R3/4/1~5/11)
- ・県立都市公園(矢本海浜緑地, 岩沼海浜緑地, 加瀬沼公園)のバーベキュー施設の利用再開 (R3/5/12~8/26) なお, リバウンド防止徹底期間及びまん延防止等重点措置期間は, 利用者数を制限。
- ・県立都市公園(矢本海浜緑地, 岩沼海浜緑地, 加瀬沼公園)のバーベキュー施設及び岩沼海浜緑地の研修室の利用を休止 (R3/8/27~9/12)
- ・県立都市公園(矢本海浜緑地, 岩沼海浜緑地, 加瀬沼公園)のバーベキュー施設及び岩沼海浜緑地の研修室の利用再開 (R3/9/13~) なお, バーベキュー施設は 11/30 まで利用者数を制限 ※バーベキュー施設は R3/12/1~R4/3/31 冬期休業
(仙台空港関係)
- ・仙台国際空港(株)が対策会議を開催し, 各空港関係機関の対応状況について情報共有 (R2/2/27)
- ・サーモグラフィーの設置 (R2/6/18)

- ・仙台空港における感染症対策を強化するため、仙台国際空港（株）が行う対策強化に向けた取組を支援する「仙台空港感染症対策強化支援事業」を創設（R2/7/31）
- ・国際線再開のための受入体制整備に向け、仙台国際空港（株）が検討を進めている国際線旅客動線での感染防止対策について、東北医科薬科大学賀来特任教授による現場視察を実施（R2/10/13）
- ・サーモグラフィーを3台追加設置（合計4台設置）（R2/10/28）
- ・消毒ポイントの増設、空調・換気機能の強化等（R2/11～）
（港湾関係）
- ・仙台塩釜港（仙台港区、塩釜港区、石巻港区）港湾保安委員会を開催し、情報共有と連絡体制を確認（R2/2/7）
- ・今年度、仙台塩釜港へ寄港が予定されているクルーズ船はなし（R4/2/28時点）
なお、昨年度は予定されていた13回（仙台港区8、石巻港区5）全てが中止
- ・国際コンテナ定期船の運休情報はなし（R4/2/28時点）
- ・自動車運搬船及びRORO船の国内定期船の運休情報はなし（R4/2/28時点）

<出納局>

- ・県公金取扱金融機関に対し窓口における感染予防及び柔軟な働き方の促進等について依頼（R2/3/2）
- ・感染拡大防止に向け一時中止等を行った工事等に関する総合評価落札方式等における取扱いを通知（R2/3/12）
- ・建設工事及び建設関連業務の入札参加資格審査等を対面審査から郵送による受付審査に変更（R2/4/13）
- ・緊急事態宣言の影響により債権者が請求書への押印が困難な場合について、押印に代わる方法で正当債権者が発行したことが確認できる場合に限り、請求書への押印省略を可能とする等、財務規則を改正（R2/5/1、R3/9/10）
- ・緊急事態宣言の影響を受けない債権者について、請求書に先立って提出された正当債権者の押印のある文書を届け出ることにより、請求書への押印省略を可能とするよう運用の見直し（R3/1/12）
- ・感染拡大防止に向けた建設工事及び建設関連業務の入札・契約手続きにおける対応について通知（R3/3/25）

<企業局>

- ・水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者への感染予防徹底の周知（R2/1/31）
- ・仙台港国際ビジネスサポートセンター利用者に対するチラシ掲出による注意喚起（R2/1/31）
- ・感染者拡大による物流への影響を考慮し、薬品、燃料及び資機材等の十分な在庫量を確保（R2/1/31）
- ・国が定める水道水質基準に基づき、適切な塩素消毒を実施しているため、安全な水を供給していること及び感染症予防として、身近な水道水での手洗い・うがいが有効な旨をホームページ上で周知（R2/2/21）
- ・工事又は業務の一時中止措置等の通知（R2/3/4、3/11時点で報告なし）
- ・水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者を参集した新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、作業員・職員等が感染した場合の業務継続に向けた対応方針を確認及び情報共有（R2/3/18）
- ・改めて、安全な水を供給していること及び感染症予防として、身近な水道水での手洗い・うがいが有効であることを周知するとともに、水道局を名乗り、「新型コロナウイルスが水道管に付いているので除去する」等の不審な電話があったと全国の消費生活センター等に複数寄せられていることから、ホームページ上で注意喚起（R2/4/3）

- ・緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応等を通知（R2/4/9 通知，4/14 時点工事 1 件で一
時中止の申出）
- ・薬品を最大貯蔵とするよう，局内各事務所，水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者
に指示（R2/4/15）
- ・薬品の調達が困難となった場合に備え，代替の調達先を確認（R2/4/15）
- ・浄水場等の作業従事者感染時に，長期間にわたる業務体制の変更となった場合の課題整理の
ため，優先業務を絞った 3 班編成等の勤務体制の試行を実施（R2/4/20～5/6）
- ・上記の施行結果を踏まえ，勤務体制等の見直しを実施（R2/6/22）
- ・自然災害や新型コロナウイルス感染症等により各業務の履行が困難になった場合を想定し，
水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者との間で人員派遣等の相互支援協力に関する
協定を締結（R2/9/17）
- ・「まん延防止等重点措置」適用に伴う要請内容について，局内各事務所，水道運転管理受注者，
下水道施設指定管理者及び仙台港国際ビジネスサポートセンター利用者へ周知（R3/4/6）
- ・「まん延防止等重点措置」解除後の取組（リバウンド対策の強化）について，局内各事務所，
水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者へ周知（R3/5/10）
- ・緊急事態宣言を踏まえ，局内各事務所，水道運転管理受注者及び下水道施設指定管理者へ改
めて感染対策の徹底を周知（R3/8/27）

<教育庁>

- ・関係機関（市町村教委，教育事務所，県立学校）への周知（随時）
- ・県図書館，県美術館，東北歴史博物館等でアルコール消毒液設置，注意喚起チラシ掲示
- ・卒業式，高校入試，出席停止及び臨時休業の対応について通知（市町村教委，教育事務所，県
立学校）（R2/2/26）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について通知（市町村教委，教育事務所，県立学
校）（R2/2/28）
- ・県立自然の家（松島・蔵王・志津川）の教育事業中止及び団体受入停止（R2/2/29～）
- ・図書館，美術館，東北歴史博物館，県有体育施設（総合運動公園等）の一部施設及びサービ
スを休止（R2/2/29～）
- ・新型コロナウイルス感染症患者発生に伴う県立特別支援学校の臨時休業について追加決定
（R2/3/2）
- ・令和 2 年度における小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開
等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R2/3/24）
- ・令和 2 年度当初の時期における学校活動の留意点等について通知（県立学校，市町村教委，
教育事務所）（R2/4/1）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について通知（県立
学校，市町村教委，教育事務所）（R2/4/6）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた県立学校における臨時休業について通知（臨時
休業の延長）（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R2/4/13）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う対応について通知（県立学校，
市町村教委，教育事務所）（R2/4/23）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する研修会開催（県立学校，市町村教育委員会）（R2/4/28）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長等について通知（県立学校，市町村教委，
教育事務所）（R2/4/29）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた県立学校における臨時休業等について通知（県立
学校，市町村教委，教育事務所）（R2/5/5）
- ・県立学校の学校再開に向けた対応等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）
（R2/5/15）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R2/5/20 等）
- ・学校再開後の各種教育活動実施の目安について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R2/5/28）
- ・県立高校において感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R2/7/9）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R2/9/3）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R2/11/13，11/17）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防の徹底に向けたチラシ配布（国公立全学校）（R2/11/18）
- ・誹謗中傷防止研修会開催（県立学校，市町村立学校）（R2/11/25～12/7（オンデマンド方式））
- ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R2/12/11）
- ・小学校，中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染対策の徹底について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/1/6）
- ・新型コロナウイルス感染症対策としてのICTを活用した児童生徒の学習活動の支援について通知（県立高校，県立中学校）（R3/1/8）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校，中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項及び感染レベルについて通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/1/8）
- ・令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストを受検する者の事前の健康観察等の徹底について通知（県立高校）（R3/1/12）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域拡大を踏まえた小学校，中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/1/15）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染対策の徹底について通知（県立学校）（R3/1/20）
- ・各種教育活動の実施に係る新型コロナウイルス感染予防対策の徹底について通知（県立学校）（R3/1/20）
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うスポーツ大会等の開催について通知（県高体連ほか）（R3/1/20）
- ・県立学校におけるクラスター発生に伴う感染予防対策の徹底について通知（県立学校）（R3/1/29）
- ・令和2年度卒業式の実施について通知（県立学校）（R3/2/9）
- ・県立学校におけるクラスター発生に伴う対策について通知（県立学校）（R3/2/18）
- ・本県における新型コロナウイルス感染症対策について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/3/8）
- ・新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言に係る対応について通知（県立学校）（R3/3/22）
- ・新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言に係る部活動の対応について通知（県立学校）（R3/3/25）
- ・令和3年度入学式の実施について通知（県立学校）（R3/3/25）
- ・年度始めの新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について通知（県立学校）（R3/3/30）
- ・「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」に伴う対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/4/5）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/4/8）

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/4/27）
- ・「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」の延長に伴う対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所，高体連）（R3/4/27）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校，中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所，仙台市教委，中・高体連）（R3/5/11）
- ・まん延防止等重点措置解除後の県立学校の部活動等の対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所，仙台市教委，中・高体連）（R3/5/11）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/5/17）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取り扱いについて通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/5/24）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所，市町村衛生主管課）（R3/6/28）
- ・新型コロナウイルス感染症に係るリバウンド防止徹底期間の延長に伴う部活動の対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所，中・高体連）（R3/7/12）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校，中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/7/14）
- ・小学校，中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/7/14）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/7/20）
- ・夏休み期間中における留意事項について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/7/21）
- ・モニタリング検査に係る協力について通知（保健福祉部疾病・感染症対策課長から県立高等学校宛て）（R3/8/17）
- ・「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」の実施に伴う部活動の対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所，中・高体連）（R3/8/19）
- ・小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/8/23）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について通知（市町村教委，教育事務所）（R3/8/23）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/8/24）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/8/26）
- ・緊急事態宣言の発令に伴う学校の感染予防対策について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/8/26）
- ・緊急事態宣言の発令に伴う部活動の対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所，中・高体連）（R3/8/26）
- ・緊急事態宣言の発令に伴う教育活動等の機会の確保について通知（県立高等学校）（R3/8/26）
- ・学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライ

- ンの送付について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/8/30）
- ・職場における新型コロナウイルス感染症の予防について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/8/31）
- ・東北大学ワクチン接種センターにおける若い世代向け接種枠の設定について通知（県立高等学校，特別支援学校）（R3/9/2）
- ・小学校、中学校等における新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について通知（県立特別支援学校，県立中学校，市町村教委，教育事務所）（R3/9/3）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/9/10）
- ・まん延防止等重点措置の実施に伴う学校の感染予防対策について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/9/10）
- ・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施に伴う部活動の対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所，中・高体連）（R3/9/10）
- ・まん延防止等重点措置への移行に伴う教育活動等への対応について通知（県立高等学校）（R3/9/10）
- ・東北大学ワクチン接種センターにおける若い世代向け接種枠「U-25限定接種枠」の周知について通知（県立高等学校，特別支援学校）（R3/9/13）
- ・地方公共団体における受験生に配慮したワクチン接種の取組事例について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/9/16）
- ・抗原簡易キットの活用の手引き等の更新について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/9/27）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/9/29）
- ・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に伴う学校の感染予防対策について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/9/29）
- ・まん延防止等重点措置の解除に伴う教育活動等への対応について通知（県立高等学校）（R3/9/29）
- ・「東北大学ワクチン接種センター」の周知について通知（県立高等学校，特別支援学校）（R3/9/30）
- ・「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」に係る小学校等の保護者に向けた再度の周知について通知（県立特別支援学校，市町村教育委員会，教育事務所）（R3/10/5）
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & Aの一部更新について通知（10月1日時点）通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/10/5）
- ・幼稚園，小学校，中学校等への抗原簡易キットの送付について通知（県立特別支援学校，県立中学校）（R3/10/11）
- ・新型コロナウイルス感染症リバウンド防止徹底期間の終了に伴う学校の感染症予防対策について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/10/26）
- ・新型コロナウイルス感染症のリバウンド防止徹底期間の終了に伴う部活動の対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所，中・高体連）（R3/10/26）
- ・新型コロナウイルス感染症のリバウンド防止徹底期間の終了に伴う学習活動等への対応について通知（県立高等学校）（R3/10/26）
- ・県立学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/11/1）

- ・新たな「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の決定について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/11/24）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」の改訂について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/11/25）
- ・学校の衛生管理マニュアル（Ver. 7）の改訂ポイントに係る対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/11/25）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021. 11. 22 Ver. 7）」の一部修正について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R3/12/16）
- ・新型コロナウイルスの懸念される変異株，オミクロン株に対応した学校における感染症対策に係る留意事項について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/1/7）
- ・「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」の活用について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/1/7）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/1/12）
- ・学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/1/14）
- ・新型コロナウイルス感染症「地域の感染レベル」の変更に伴う学校の感染予防対策について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/1/14）
- ・「感染拡大傾向時の一般検査事業」について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/1/17）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/1/25）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/1/25）
- ・「職場における積極的な検査等の実施手順」及び「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」に関する Q&A について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/1/28）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/1/31）
- ・宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定に伴う学校の対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/1/31）
- ・新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う体制の切替について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/2/2）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/2/3）
- ・学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/2/4）
- ・職場における新型コロナウイルス感染症の予防について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/2/4）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/2/8）
- ・オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/2/8）
- ・教職員の新型コロナワクチンの追加接種について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/2/8）
- ・教職員における社会機能維持者に係る濃厚接触者の待機期間短縮の取扱いについて通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/2/15）

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/2/16）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/2/21）
- ・ 「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」の一部改正について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/2/24）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/2/24）
- ・ 宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定に伴う学校の対応について通知（県立学校，市町村教委，教育事務所）（R4/2/25）

<警察本部>

- ・ 対策室を設置（R2/1/29）情報収集の強化，関係機関との連携強化
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に乗じた悪質商法や特殊詐欺等への注意喚起（R2/2/13～）
- ・ 県警本部長を長とする「宮城県警察新型コロナウイルス感染症対策本部」に改組（R2/2/29）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る運転免許証更新期限の延長（R2/3/13～）
- ・ 銃砲一斉検査等の実施延期（R2/4/3～7/20）
- ・ 緊急事態宣言対象地域の拡大に伴う治安対策の強化（R2/4/17～）
- ・ 知事による住民への外出自粛要請に伴う協力依頼への対応（R2/4/21～5/6）
- ・ 運転免許業務の一部休止（R2/4/25～5/14 免許更新業務等）
- ・ 通学路等における子供の安全確保対策の強化（R2/5/15～）